

# マレーシア

マ レ シ ア

面 積 33万 km<sup>2</sup>

人 口 1212万人（1974年央）

首 都 クアラルンプール

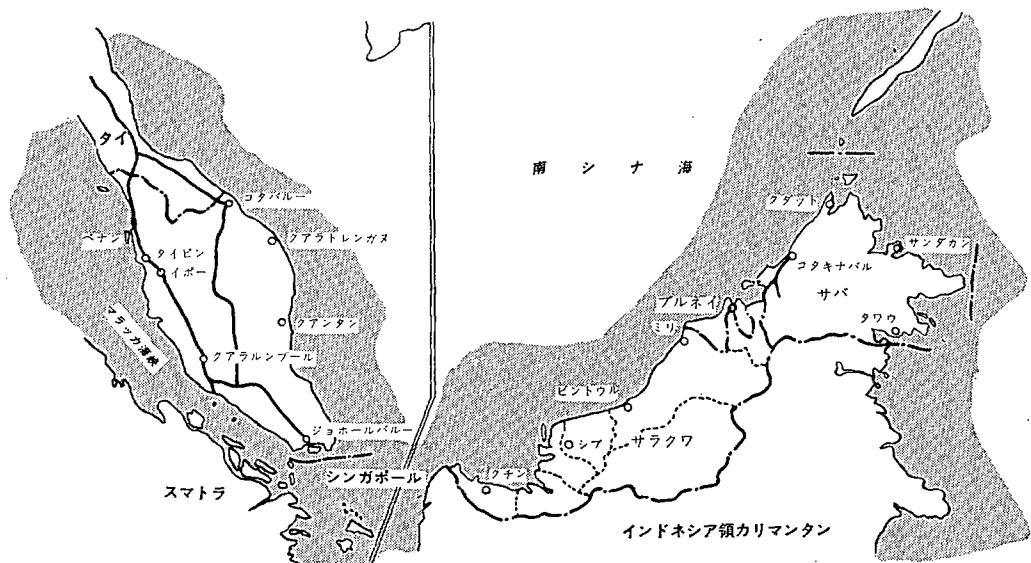
言 語 マレー語（ほかに華語、タミール語、英語）

宗 教 回教（ほかに仏教、ヒンドゥ教）

政 体 立憲君主制

元 首 トゥアンク・ヤハヤ・ブトラ国王（9月21日即位）

通 貨 リンギ Ringgit (73年6月20日以降変動相場制。  
12月31日現在1米ドル=2.5930リンギ。)



# 1975年のマレーシア

——強まる国権・深まる権力闘争——

## 与党内の対立激化

### (1) ムスターファ・サバ州首相の辞任

サバ州で7月15日、ムスターファ州首相打倒を標榜する大衆団結党 Berjaya の結成が発表され、同党を支持する連邦政府とム州首相・統一サバ国民組織 Usnoとの対立が一気に表面化した。大衆党(指導者のほとんどが Usno 脱党者)はム州首相の乱脈な財政運営、マレーシアからの分離独立の企図等を非難し、さらにその後の論戦で次のような事実を明らかにした。①ム州首相は74年10月28日ラザク首相と会談し、「ム州首相在任中は州自治権は憲法の規定通り効果的に機能する」旨の口頭での確約をとりつけた(サバ自治権は独立10年後=73年に縮小の方向で再検討することになっていた)。②ム州首相は4月23日、Usno 執行委員会を召集し、分離独立を求めるメモを討議させた。会議にはラーマン前首相、ヤコブ・サラワク州首相も出席したが、2人とも独立案に反対した。③ム州首相はフィリピン南部を含めた回教王国を樹立し、自らスルタンになろうとした。④中東から10億米ドルを借り入れ、独自の開発計画もしくは独立王国実現のための資金にあてようとした。⑤ム州首相は連邦政府に“21カ条の要求”を提出した。内容は(i)サバ州政府に外貨取入権を与えること、(ii)石油の州政府への分与率を50%とすること(国営石油公社 Petronas の方式では、州政府取り分は5%)、(iii)サバ航空の設立認可、(iv)サバ州選出連邦閣僚の増枠、等であった。⑥連邦政府は5月、69年にム州首相に与えた警察権を剝奪し、7月には州警察長官を更迭した。⑦国民戦線 BN の党規約改訂案にサバ連盟党(中核は Usno)が異議を唱え、同党は1月にBNを離脱した形になっていた。

回教王国構想、独立サバ構想がどこまで現実的であったかは疑問で、ム州首相の求めたのはむしろ、“21カ条要求”に見られるような自治権の拡大だったと思われる。現にサバ州政府は8月14日、

サバ航空 Samas の設立を発表している。

ム州首相は67年の就任以来、木材利権を通じて握った強大な経済力を背景に独裁体制を確立した。自ら会長を務めるサバ財團が獲得した伐採区約85万ヘクタール、一族・友人の支配する10企業の伐採区累計約40万ヘクタールは、合せるとサバ総面積の6分の1、伐採可能な全森林面積の2分の1に達する。大衆党指導者のほとんどは Usno 在籍中にム州首相から木材利権を与えられて財をなした者であって、Usno、大衆両党の争いは、つまりところ、木材利権をめぐる争いである。

連邦政府から見ると、上記の新たな要求が認め難いばかりでなく、(i)フィリピン回教徒への支援が露骨に過ぎ、比政府との関係を損ねかねなくなった。(ii)連邦の“原住民”優先策に潤色を加えて性急な“回教徒”優先政策を実施し、非回教徒たるカダザン(州人口の30%弱)、華人等の不満を買っていた。大衆党指導者の大部分がカダザンなのもそのためである。(iii)サラワクに次ぐ石油有望区であるにも拘らず、Petronasとの生産分与契約を拒否し続けた、等の点で州政府施政は放置できなかった。そこで主にカダザン系の不満分子を利用してム州首相追出しを図ったわけである。

大衆党の活発な運動によってムスターファは10月31日州首相を辞任したが、後任に腹心の Said Keruak 副州首相、副州首相後任に実弟の Aliuddin を据えたばかりでなく、自らはサバ連盟党、Usno 党首に留まり、依然実権を掌握している。12月10日に行なわれた二つの州議会補欠選挙でも Usno は大衆党に圧勝した。ムスターファは余勢をかけて76年早々にも州議会を解散し、全議席独占によって自らへ全権委任をとりつけたい意向のようだ。そうなればサバ州政府と連邦政府との関係はさらに緊迫するであろう。

(2) Umno 副委員長選とハルン・セランゴー

## ル州首相起訴

6月21・22日に開かれた統一マレー国民組織 Umno 大会で、ラザク委員長、フセイン・オン首席副委員長は無投票で再選されたが、副委員長(定数5のうち3を選挙で決定)の席をめぐって激しい争いが繰り広げられた。従来青年部長として自動的に副委員長となっていたハルン・セランゴール州首相が青年部長辞任の意向を明らかにして立候補したからである。しかしハルン州首相は、69年の5.13暴動以来定着した狂信的マレー種族主義者との評価が、非マレー人の危惧を徒らに昂らせたくないとする党主流の反発を招き、また73年頃から囁かれ始めた汚職の噂もマイナスに作用して、結局僅差で次点となった。またガザリ内相は、その中国政策、ゲリラ対策が弱腰だとの集中的な非難を浴び、得票は立候補者8人中最少であった。

当選したのは、ガファール・ババ農相(50歳)、ラザレイ Petronas 会長(37歳)、マハティル教育相(49歳)であった。ガファールは62年以来一貫して副委員長職にあり、69年以降は国家・農村開発相、農業・農村開発相として農民の中に強い地盤を築いている。今回の当選も言わば当然で新味はない。ラザレイは、Tengku の称号が示す通りクランタン州の貴族で、Bank Bumiputra, Pernas Securities 等多数の公営企業、マレー人商工会議所、全国商工会議所のいずれも会長職にあり、経済面におけるマレー優先主義ばかりでなく、マレーシア民族主義の旗手として近年メキメキ頭角を現わした人物である。マハティルは、69年9月にマレー過激派として当時のラーマン首相に逐われた経験があり(72年3月復党)、74年9月の教育相就任後は、精力的に国語(マレー語)教育推進にあたってきた。しかし復党以後はかつての過激派としての姿勢は薄まり、党青年部からは国語教育政策が生ぬるいとの批判もなされた。

次代の指導者として新たにラザレイ、マハティル両者を選んだことは、政府首脳がマレー優先主義を余りに極端に走らせてことなく、しかし着実に実行して行く決意であることを示している。

下部党组织に強い基盤をもつハルン州首相のその後の動きを懸念したラザク首相は、国連常駐代表として平穏に国外に送り出そうと図ったが、拒否されるや汚職容疑による起訴に踏切った(11月

24日参照)。ハルン州首相は10万リンギ(「通貨法」によってリンギ Ringgit, セン Sen が正式通貨名称となつたため、本書でも今年からこれを採用した)の保釈金で保釈されるや直ちに党青年部および州議会の信任をとりつけ、12月8日からは長期休暇(州首相職の)に入って76年1月からの裁判に備えている。

### (3) 国民戦線 BN 各党間の対立

7月29日に開かれた回教党大会では、同党がBN 加入後も政策決定に与らず、また経済開発の恩恵にも浴していないとしてBN 脱退を求める意見が強く出され、党中央委は1年内にBN における自党の地位について報告書を作成せねばならなくなつた。回教教義の厳格な履行、農村(特に自党の支配する行政区)開発の促進を求める回教党の政府への不満は、今後も長く尾をひくであろう。

馬華公会は8月8日の党大会で、「華人が今のまま小規模家内工業の枠を破れなければ経済発展に取り残されてしまう」として、華人企業近代化のための大企業機構の設立を発表した。同機構は各界華人から1000万リンギを募って政府機関等と合弁で企業活用にあたるとされる。マレー人にとっての Pernas, Mara に等しい役割を果させようとするものであるが(政府の援助は望めず、規模も両者よりはずっと小さいから、効果には疑問が残る)、民政運動党首の林蒼佑ペナン州首相は9月27日の同党大会でこの構想を「種族排外主義」として激しく非難した。逆に華人公会は、ペナン州での営業税増徴に反対し、対立はここでも露呈した。マレー優先策の中で華人資本が如何に経営を拡大するかについて、華人与党間に見解の相違が生じていると言えよう。この対立が一因であるか否かは別として、林州首相は12月2日、「肝臓病治療のため」3カ月の予定で離国した。先の2州首相と同じく、林州首相にもかねてから汚職の噂があったのは奇妙な一致であった。

人民進歩党は、S.P. Seenivasagam 党首が死亡(7月4日)して大きな打撃を受けた上、孔國日新委員長派と Rayan 前副委員長派に分裂して、ほとんど有名無実化した。

サラワクでは、マレー人支配に対する反感が強まってヤコブ州首相(マレー人)は与党・統一保守

原住民党 PBB 書記長の地位を放棄せざるを得なくなり、10月12日以降、党役員でない者が州首相を務めるという変則事態が現出した。これは早晚改めざるを得ない。現に州議会では、イバン族(州人口の3分の1)議員を州首相に擁立しようとする動きがあり、12月にはヤコブ州首相の連邦閣僚への転出が囁かれた。ムスター・ファ的排外主義の抬頭を抑えるために、連邦政府は、イバン族の重用と州内開発の一層の促進を要求されよう。

このように何人かの“準主役”が一步脇に退いた後、今度は総ての手綱を握るラザク首相が「短期休暇」を理由に突然ヨーロッパに旅立ち(12月17日)、76年1月14日には文字通り帰らぬ人となつた。76年の政局の混迷が思いやられる。

**国内引締めの強化** インドシナ共産勢力の勝利とマラヤ共産党の攻勢の強化に恐慌を来た政府は、9月に入ると一連の治安強化立法を行なって国内の引締めを図った。まず9月6日には、非常事態解除以来適用を免除してきた「火器不法所持は死刑」との国内治安法規定を復活させ、次いで同10日には緊急(社会自助)条例を、10月4日には緊要(治安案件)条例を施行した。因みに、条例は国会の承認を必要としない。社会自助条例は「隣保制度」の施行を定めたもので、順次全国で実施する。同制度実施区では18~55歳の男子全員が自警団に組み込まれ、交代で昼夜を分たず監視の眼を光らせることになっている。民主行動党は同法を違憲として提訴したが、KL高裁は11月18日訴えを却下した。治安案件条例は、①容疑者は令状なく逮捕できる、②検察側に有罪の挙証責任はなく、被告側に無罪の挙証責任がある。③保釈は一切許さない、④判決は最高刑判決とせねばならない、など、極めて強圧的な法規であり、野党ばかりでなく法律家の間でも反対意見が強かった。このため政府は11月4日、一部の改定を発表したが、基本的な性格はほとんど変えられていない。

この他、4月には大学・学院(修正)法を成立させ、9月から76年初にかけて各大学の学生規律条例を施行して学生の政治活動に厳しい規制を加え、さらに12月には主として留学生を対象に、「海外で犯した反逆罪もマレーシアで裁ける」との修正刑法を成立させた。

2緊急条例実施と前後して、半島各地で数百~3000戸を単位に外出禁止令を布き、域内全戸をシラミ潰しに捜索する大がかりな作戦が開始された。ゲリラとその支持者には華人が多いとされているため、華人家庭の捜査は勢い厳重を極め、華人の恐怖・反感は高まつた(9月18日参照)。

武器不法所持者への死刑適用がUmno青年部の要求に起因すること、強硬なゲリラ対策がUmno党大会でのガザリ内相非難に応える形でなされたこと、またUmno青年部が自らの武装を要求したこと(9月16日参照)等から見て、これら一連の立法・作戦はUmno青年部の突き上げの結果なされたものであろう。しかし事態をこのまま放置すれば華人の不満を收拾できなくなる。強硬策は強硬策としてそのまま継続し、その張本人——少くともそう信じられている人物——は退いてもらう。……それがハルン州首相起訴の理由の一つでもあったのではなかろうか。

**マラヤ共産党の動向** 「マラヤ革命の声」放送12月30日によれば、民族解放軍は75年中に政府軍警と150回以上交戦して74年の2倍を上回る830人以上を殲滅した外、秘密警察員20名以上を殲滅、装甲車7台、軍用車11台、ブルドーザー13台、モーターボート1隻(8月28日参照)、列車1台(10月15日参照)を破壊したという。また*Far Eastern Economic Review* 10月31日号によれば、この1年間の政府軍の死者は56年の水準に近く、ゲリラ側死者との比率では非常事態(48~60年)最悪期に近いという。

放送から、列車爆破(公表されただけで2件)の少なくも1件、都市における秘密警察殺害(同じく8件)の大半が正統派共産党=民族解放軍によるものであることが判る。また逆に、同放送が確認しなかった襲撃事件(たとえば6月18日)から、ML派もしくは革命派が農村地域でも戦闘を行なっていることが窺える。「革命の声」はさらに、8月26日の国家記念碑爆破、9月3日の野戦警察本部爆破(共にクアラルンプール)はいずれも民族解放軍によるものであることを明らかにしており、こうしてみると、74年、共産党分裂判明当初言われたような正統派(民族解放軍)=農村でのゲリラ戦、ML派、革命派(いずれも人民解放軍)=都市で



爆破された国家記念碑

のテロ活動という図式は必ずしも正しくなく、正統派も次第に都市での活動を重視してきていることが判る。

南タイでは、75年後半にゲリラ活動が著しく活発化し、タイ政府も抑圧に本腰を入れ始めると同時に、マレーシア政府に対し回教徒ゲリラ討伐に協力を強めるよう要求した。

4月30日のマ共結党45周年には、恒例に従って中共中央からマ共(正統派)中央に宛てて祝電が寄せられたが、前回(70年)の祝電に比べて極めて短く、ややそっけないものであった。そのためか政府の反応も比較的穏かで、ラザク首相が6月のUmno大会の席上、中国政策非難に反論して述べた「既に中国大使館に警告してある」との言葉が、最初にして最後の公表された対中抗議であった。

政府はゲリラ対策として、先述の強制捜索の外、ペラ、パハン(特にラウブ)を中心に、新村住民の強制退去、山林労働者の集団キャンプ設置(監視強化のため)などを行なっている。

**経済ナショナリズムの展開** 経済面での国家規制強化は、マレーシアでは二つの側面をもつ。一つはマレー化=非マレー人企業(家)抑制であ

り、他はマレー化=外資支配の削減である。

### (1) マレー化

4月に成立した工業調整法(資料参照)は、政府によれば、68年投資奨励法適用外の企業に対しても一定の規準を設けることにより、工業の秩序ある発展を図ろうとするもの、とされている。具体的には生産品目・数量・価格、および企業のマレー比率(資本、役員、従業員、販売先)を国家=商工相が規制しようとするものであり、生産規制は投資奨励法より遙かに酷くなっている。

同法は事前に産業界に諮られることなく制定されたため、全国商工会議所、馬華公会等から強い反対意見が出された(資料参照)。外資系企業の多くは既に投資奨励法の規制の対象になっており、少なくともマレー化条項については調整法による影響はない。マレー系企業のほとんどは奨励法適用外だったが、これも言うまでもなくマレー化条項による影響は受けない。最も大きな影響を受けるのは華人系企業であり、全国商工会議所加盟の4組織(国際商工会議所、インド人、マレー人各商工会議所、中華商会連合)中、3組織は法律の一部改定を要求したにとどまったが、中華商会のみは実施延期を主張した。

ハムザ商工相は5月、「資本金10万リンギ以下、従業員25人以下の企業には調整法を適用しない」と述べ、7月には「既存企業には自動的に許可証を与える。これは更新する必要がない」と語っている。しかし産業界は、対象となる企業規模が条文に規定されておらず、将来恣意的に引下げられる可能性があること、新設企業については許可証が自動的に更新される保障がないこと、等について未だ強い不信感を抱いている。

このように反対意見が強いため、同法は5月22日公布されたものの、未だ実施には至っていない。69年以降急速に進められてきたマレー化政策も、この面では小休止を余儀なくされたと言える。

ここでマレー化の進捗状況を具体的に見ると、民間企業全体のマレー人従業員は全従業員数のほぼ3分1のを占めている(6月9日参照)。また創始産業においては、73年末に既にマレー人比率は51%に達している。この数字からすれば、従業員のマレー人比率では既に総体的な目標(30%)は達

せられたわけだが、個々の企業、特に中小企業にはまだ未達成のものが多い。調整法制定もその辺に一因があろう。

資本面では、新規認可企業の授権資本総額においてマレー人留保資本は75年1～6月に36%を占めているものの、マレー人の実際の引受額はこれよりかなり少なく（75年1～6月に払込み資本額の24%）、現存認可企業全体における比重は一層小さくなる（74年末の残高で17%）。しかしこの数字は、90年までにマレー人資本比率を30%に引き上げようとする新経済政策の中途目標（75年末に全株式会社資本の9%）を遥かに上回っている。最近のマレー化の激しさを物語るものであろう。

## （2）マレーシア化

マレーシア化は、“マレーシア経済の父”（マレー人商工会議所が贈った称号）ラザレイ石油公社 Petronas 会長によって推進された。最も代表的なものは石油開発（修正）法の制定（資料参照）で、これは①Petronas の管轄対象を石油・石油化学製品の販売・流通にまで拡大し、②Petronas に石油関連企業の経営株（重役・職員の任免に関する決定について1株500票の資格をもつ）を留保する、などを定めている。各石油資本は、これより前 Petronas が提示した新たな生産分与方式（企業取り分を開発経費+7.5%とする。——因みに従来の方式は開発経費として40%，残りの65%を Petronas、35%を企業）に不満をもっていたが、石油開発（修正）法は事実上の無償接收=石油国有化に通ずるとしてさらに反発を強め、商業的採掘を行なっていた2社のうち、Exxon は5月に操業を停止し、Shell もサラワク沖の天然ガス用パイプライン敷設を中断した。また試掘中の各企業も74年から75年にかけて鉱区の大規模縮小もしくは完全放棄に踏み切るところが多くなった。サバ、セランゴールを除く各州政府との協定で石油に関する交渉権を一手に握ったラザレイ Petronas 会長は、こうした反撃に対して「今や自国の資源は自国で管理すべき時である。」「代って採掘を希望する企業が多数ある」として強い姿を崩さなかった。Shell、Exxon とは11月までに生産分与仮協定が成立し、生産も再開されたが、本協定の見通しはまだついていないし、経営株についても合意は得られていない。

もう一つの大きな動きとして、国営企業公社 Pernas の子会社 Pernas Securities（会長はラザレイ）とシンガポールの英国系会社 Haw Par Brothers International（虎豹兄弟国際有限公司。華僑大財閥の胡文虎・胡文豹兄弟が創った会社だが、71年に英資本に買収された）との株式交換がある（5月29日参照）。取引が成立すれば、P.S. 社は Haw Par 社の筆頭株主（39.7%）となり、H.P. 社は、マレーシ亞最大の住宅開発企業 Island & Peninsular Development 社および大錫企業 London Tin 社（英國登録。鉱山のほとんどはマレーシ亞にある）の筆頭株主（共に51%）となり、マレーシ亞・シンガポールにまたがる最大手商社 Sime Darby Holdings 社（英國籍。エステート、貿易等）の大株主（10%）となるほか、ラザレイを会長に迎えるはずであった。これによって英國資本側は、マレーシ亞政府から錫鉱山・エステート経営継続に対する長期的保障をとりつけ、マレーシ亞側は HP 社を通じて自國の錫・エステート等に対する支配権を握ろうとしたわけである。しかし英國、シンガポール（特に後者）当局がマレーシ亞政府による自国企業支配を恐れたことと、取引が HP 社役員による不正利得隠蔽工作に使われた可能性があることとのために、取引は許可されず、結局総ては水泡に帰した。その後 P.S. 社は、ロンドンのロスチャイルド社との提携によって再び London Tin、Sime Darby 両社支配を目指そうとしているが、シンガポール当局の警戒をどう拭えるかが問題であろう。

この他、(i)同じ Pernas 系の Pernas Engineering 社が6月9日にマラヤハタ 製鉄（新日鉄の合弁企業）の筆頭格主（30%）になったこと、(ii)75年に設立された証券銀行（3行）がいずれも政府系企業であること、(iii)さらに一般的には、75年1～7月に認可された企業の授権資本金総額のうち、外資は31%（74年46%，70年59%）に過ぎなかつたこと等は、マレーシア化の進展を示す指標であろう。ただしそれはあくまでも、一握りの官僚（ラザレイ会長に代表される）の下に経済が集中して行く特殊な“マレーシア化”である。

こうしたマレーシア化もしくは国家介入の強化は各國企業の懸念を招き、投資見合わせの空気も出てきた（10月19日参照）。政府もこれを無視できず、10月27日には「マレーシアの投資に関する国

際セミナー」を開いて、ラザク首相、ハムザ商工相らが「外資の重要な役割」を讃え、国有化の意図のないことを繰り返し確約した。ラザレイが同セミナーに欠席し、後に Petronas 会長職辞任説も流されたこと、先述の Exxon との仮協定がセミナー直後(11月10日)に締結されたこと、遅れていた Petronas, Shell, 三菱商事合弁のサラワク液化天然ガス販売企業設立が翌11日に発表されたこと、等は象徴的で、政府はこの時点で強硬なマレーシア化路線をやや転換させたかに見える。

**75年の経済** 国民総生産は予測を遥かに下回って実質1~2%増にとどまった。先進諸国の不況から輸出が大幅に落ち込み、それが企業活動を低下させ、さらには個人支出を抑えつけたためである。石油開発法、工業調整法が投資家に不安を与えたためもあって、3度にわたる金融緩和(2月3日、5月2日、8月9日)の効果もさほど表われず、民間投資は予測の実質+4%に対して実績では実質-5%となった。景気維持の必要上公共投資は当初予算を上回って実質+8.5%を記録した。このような公共支出増大の背景には、景気循環対策以外にも構造的な要因があると思われる所以、以下やや詳しく検討してみたい。

(1) 新経済政策を支える対外借款と公共投資 まず国際収支面から見ると、交易条件が悪化し(74年比-17%)、輸出減少幅(名目-12.7%)が輸入減少幅(名目-5.5%)を大きく上回ったため、貿易収支がマレーシア結成以来初めて赤字となり、経常収支赤字は初めて10億リンギの大台を超えた。他方民間部門の長期資本流入も74年より減少したため、結局政府の長期資本取入れ増が国際収支均衡の唯一の手段となった。

財政面から見ると、経常歳入の停滞にも拘らず経常歳出が急増したため、経常収支だけでも大幅赤字となった。資金調達源として国内借入れも増大した(+57%)、それ以上に国外借入れが激増した(7倍弱)。——その結果、政府の債務残高は国内88億4400万リンギ、国外23億8000万リンギ、計112億2400万リンギに達した。これは75年経常歳入の2倍以上である。また対外債務限度額は年末の国会で20億リンギから30億リンギに引き上げら

れた。——国外借入れ中では、プロジェクト・ローンが+16.9%と微増にとどまったのに対し、マーケット・ローンは約22倍と驚異的な伸びを示した。この資金の用途を見ると、政府の直接開発支出は減ったが、公共機関・州政府への投融資が増えている。また、公共機関・州政府への投融資のうち、電気局、マラヤ鉄道などの比重は一貫して低下しており、プロジェクト・ローンの停滞はこれと裏腹の関係をなしている。他方 Pernas、原住民信託会議 Mara、都市開発庁 UDA 等、マレー企業(家)育成を目的とする公共機関への投融資が急速に比重を増している。

外資をマーケット・ローンとして取入れて公共機関にまわし、さらに公共機関自身も国外借入れを増やすことによってマレー企業(家)育成を実現しようとする構造が形成されつつあるわけで、これが先述の「マレー化」、「マレーシア化」の資金的裏付けにもなっている。「マレー化」、「マレーシア化」のためにより多くの外資がいる、という皮肉なめぐりあわせである。これは早晚行詰らざるを得まい。

## (2) 主要輸出商品の動向

ゴムは、74年11月に開始されたゴム価格安定策のため、生産量は9%減って141万トンとなった。工業国の中から輸出量は14%減り、輸出価格もキロ当り年初には120~130セン後半には140セン前後で、年平均では74年比-27%となって、輸出額は37%減を記録した。政府は7月にゴム価格安定法を制定して政府およびゴム商による在庫設立に法的根拠を与える一方、5月9日の天然ゴム生産国協会専門家会議で輸出規制を実現させ、供給合理化計画(参加各國による生産規制)、國際ゴム在庫計画(錫と同様な緩衝在庫を設立し、市場介入のための価格帯を設ける)について原則的合意をとりつけた。ただ、緩衝在庫の量についてはマレーシアの希望は叶えられなかったようだ。12月には、生産国協会の「天然ゴム価格協約」草案が成立した。

錫は、国際錫理事会が4月18日以降輸出制限を実施したため、輸出量は-21%となり、輸出価格は-12%にとどまったが、輸出額では-30%を記録した。マレーシアは1月28日の理事会で緩衝在庫価格帯引上げに成功したものの、引上げ幅は小

さく、下限価格(=強制買い出動価格)はマレーシアのグラヴェル・ポンプ鉱山平均生産費をわずかに上回るだけであった。低価格と輸出制限とのために小鉱山の経営状態が深刻化し、政府は10~12月に1万トンの緊急枠外買付けを実施した。

6月の第5次錫協定(76年7月1日発効)にあたって生産国側は、価格帯のインフレ・スライド、消費国の在庫資金2万トン相当額(現行価格帯では3億リンギ)強制拠出を要求したが、前者については「インフレを考慮して決定」、後者については「任意拠出」という妥協案に甘んぜざるを得なかった。

最大の消費国アメリカが第5次協定参加の意向を明らかにしたこととはマレーシアにとって明るい材料だが、非加盟の中国が輸出を急増させていることは大きな不安材料である。また日本政府が独自の備蓄構想を発表したことに対しては、アメリカの戦略備蓄に脅かされてきた苦い経験から、マレーシア政府は強い反発を示している。

原木は、東南アジア木材生産者協会 Sealpa(フィリピン、インドネシア、サバの木材業者が加盟)の輸出規制実施によって、輸出量-18%、価格-26%、輸出額-39%となり、また製材は輸出量-10%、価格-7%、輸出額-17%となった。主要生産地たるサバでは74年後半に伐採キャンプの半ばが閉鎖され、失業は1.9万人にのぼったが、この状態は依然改善されなかった。西マレーシアおよびサラワクの木材業者は Sealpa に加盟しておらず、同地からの原木輸出(75年はサバの約1/5)が規制対象外だったためもあって、輸出規制は所期の成果を収めなかつたようだ。

またサバにおいては輸出規制と同時に輸出割当が実施され、輸出業者は121から51に激減した。従って輸出割当獲得をめぐる争いが州政界における抗争の一因になったことは想像に難くない。

パーム油は、価格は4%下落したものの輸出量が+34%と急伸したため、輸出額でも29%増え、石油と共に政府にとって貴重な財源となつた。

その他、サバのマムート銅山(三菱金属鉱業等の合弁)が5月に生産を開始し、年末には日本への最初の積出しが行なわれた。

### (3) 雇用問題

ここでは雇用問題を5ヵ年計画との関連で検討してみたい。下表から、(i)不況の影響を受けて失業率が高まっていること、(ii)製造業の比重が低下し、卸・小売業の比重が異常に高まったこと、などが判る。表の実績数値は李三春労相が12月4日に明らかにした数値(雇用創出総数51.1万)。工業では75年9月までに28.5万)とは大きく食い違う。ただ、74年、75年の創出数については、奇妙にも両者の数値が完全に一致している(74年12.8万、75年3.5万)。とすれば、71~73年に雇用された者たち8万余人が解雇されたことになるのであろうか。製造業での違いは、Economic Reportが75年に木材、エレクトロニクス、創始産業でそれぞれ5%, 11%, 6%雇用数が減ったと述べていることと関連があるのかも知れない。また上記の諸事実は、製造業、特に創始産業から華人が排除されそれが卸・小売業に流れていることを示すものかも知れない。いずれにせよ、雇用創出累計60万という数字は、非マレー人の雇用を奪わずにマレー人の雇用比率目標を達成する最低基準のはずであり、それはかつてのような高度成長の継続によって初めて可能なものであった。今後長く続くと思われる低成長の中で同じ目標を追求しよう

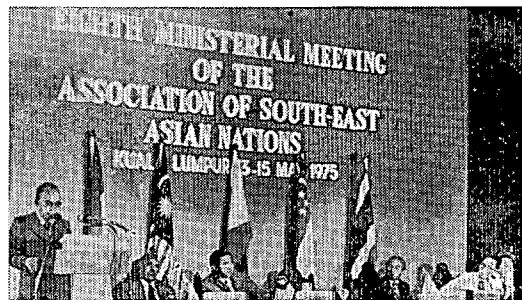
		雇用数(万人)	
	1970年	1975年	
		修正計画	実績
農業	174.9	191.6(16.7)	188.0(13.1)
鉱業	8.7	9.2(0.5)	8.6(-0.1)
製造業	31.8	47.9(16.1)	43.4(11.6)
建設業	9.1	12.4(3.3)	13.8(4.7)
電気・水道・衛生	2.3	3.2(0.9)	
運輸・通信	12.9	15.0(2.1)	
卸・小売業	30.9	39.0(8.1)	47.0(16.1)
銀行・金融・不動産	1.7	2.7(1.0)	
行政・国防	28.4	32.4(4.0)	33.0(4.6)
サービス	32.1	39.4(7.3)	
小計	332.8	392.8(60.0)	392*(59.2)
失業者数	26.9	29.4	31*
労働力総計	359.7	422.2	423
失業率	7.5%	7.0%	7.4%

カッコ内は増加数。\*は筆者の算出。

(出所) 第2次5ヵ年計画中間報告及び Economic Report 1975/76 より作成。

とすれば、非マレー労働力へのシワ寄せは一層苛酷にならざるを得ないであろう。

**対外関係** 5月13~15日に開かれたAsean外相会議は、Asean親善協力条約草案、東南ア平



第8回 ASEAN 外相会議で演説するラザク首相

和・自由・中立化の青写真を承認し、①計画担当閣僚会議開催、②包括的特恵貿易制度検討のための貿易協議体設立、③工業上の補完関係についてのガイドライン策定、④域内工業計画の検討、⑤Asean-EC共同検討グループ設置を決定した。その後、11月11日に開かれた高級事務官会議では、中立化案最終草案、インドシナ諸国との関係、5カ国合同軍事演習等を討議し、11月26日の経済閣僚会議では、域内貿易自由化について話し合い、関税漸次引下げで原則的合意に達した。また11月28日のAsean商工会議所会議では、海運における協力、貿易自由化・工業補完等に関する作業グループ設置で合意を見た。

しかし、フィリピン、シンガポールの提唱になる域内関税一括引下げにはインドネシアが強く反対し、具体的には何の進展も見せていない。個別の関税引下げを行なうにしても、品目選定で難行が予想されている。工業補完についても、まだ各國ごとの設置業種が大まかに割りふられただけの段階である。結局いずれも「原則的合意」にとどまっているわけだ。

マレーシアは当面、こうした内部での経済的統合化よりも、一次産品問題等についての対外的な結束の強化を重視している。国際ゴム価格安定化計画策定、第5次国際錫協定などにあたってマレーシアがまずAsean諸国の協力をとりつけようとしたのもそのためである。ECとの関税引下げ

交渉においては統一代表団を結成して交渉にあたり、一定の成果をおさめつつある。

Asean中立化の唱導者たるマレーシアは、2月16日にキューバと国交を樹立して、アルバニアを除く全共産国と外交関係をもつて至った。解放後のカンボジアを他のAsean諸国と共に直ちに承認し(4月18日)、南ベトナムと単独で国交樹立に踏み切った(7月28日)のも、「中立化」実現への努力の一環であった。しかし、「インドシナ諸国特にベトナムからアメリカ製武器が“政府とは無関係の密輸業者の手で”マレーシアに持ち込まれること」に極度に神経をとがらせ、インドネシア、タイとの国境委員会では再三共同警戒態勢強化を確認しあった。またラザク首相は11月15日のスハルト大統領との非公式会談で、「国境協力(ゲリラ共同掃討のこと)を他のAsean諸国に拡大する可能性」について討議し、「共産テロリストとの闘いのため無制限の措置をとる」ことに同意した。そこには、インドシナ諸国を敵視する姿勢、少なくとも危険視する姿勢が滲み出ている。インドシナ諸国がAsean加入への誘いにのって来ようとしているのもそのためである。マレーシアがタイ、フィリピンと共にチモール問題でインドネシアを全面的に支持したことを考え合せると、マレーシアの目指す「中立Asean」像が反共同盟の性格を帯びつつあることが窺えよう。

英グルカ兵の撤退が時間の問題となったブルネイでは、62年の反マレーシア反乱の中心勢力だった人民党が息を吹き返し、イギリスからの独立と立憲制の実現を要求して地下活動を強めてきた。皮肉なことに、数年振りに動静の伝えられたアザハリ委員長を始め、Yassin書記長等同党指導者はほとんどがクアラルンプールに亡命して活動している。マレーシアは国連にブルネイ独立要求決議を共同提案(12月9日、賛成119、反対0、保留12で可決)したほか、シンガポールがブルネイで軍事演習を実施したことに対してハルンUmno青年部長、回教党青年部が抗議声明を発表するなど、陰に陽に人民党の運動を支援している。これに対しブルネイのハサナル国王が強い非難を浴びせ、両国関係は次第に緊張の度を加えている。

## 重 要 日 誌

1月

2日 ▶サラワク、サバ州政府、2社を買収——サラワク、サバ両州政府は、東マの2大企業、Borneo Development Corporation、Borneo Housing Mortgage Financeを1950万リンギで買収した。両社の従来の出資比率は両州政府各25%、英連邦開発公社50%だった。両社の資産は合せて1億3000万リンギで、各事業に3億リンギを投じている。

3日 ▶シンガポールで多数のマレーシア人解雇——*New Straits Times* 3日によれば、シンガポールの74年中の解雇者数は2万人にのぼり、その多くがマレーシア市民だった。75年前半にもこれを上回る解雇が見込まれているという。

5日 ▶民間労働組合会議結成——民間労組代表が運輸労働者組合会館に集まり、18人からなる民間労組会議準備委員会結成を決定した。準備委員長はA. Ragunathan全国新聞労委員長。

これについてナラヤナン全国労組会議(MTUC)新委員長(75年1月就任)は8日、「MTUCの非中央集権化の一環である」と語った。なおMTUC新役員は、首席副委員長T. Narendran、副委員長Gurnam Singh、Abdul Aziz Ismail、V. David、書記長代理S. J. H. Zaidi。

12日 ▶会社数の伸び——会社登録官の発表によると、最近の新登録会社数は次の通り。

新登録会社 同資本金総額

1970年	1008社	1.27億リンギ
1973年	3723	23
1974年	4500	40

1974年末の登録会社数は2万1000社、うち外国系会社は1029社。なお最近外国系会社がマレーシアで登録するのは、課税が本国より有利なためと為替管理上有利なためとによる。また最近のマレー人企業数は次の通り。

企業数 資本金総額

1970年	104社	9990万リンギ
1974年	985	3億リンギ

13日 ▶Hashim Sultan駐中国大使着任。

▶范俊登議員に有罪判決——高裁は民主行動党の范俊登[Fan Yew Teng]下院・セランゴール州議會議員に、煽動法違反で罰金2000リンギもしくは拘置6カ月の判決を下した。范議員は、党機関紙ロケット編集長当時(70年12月)、林吉祥書記長放記念集会での黃基識Ooi Kee Saikの演説を掲載したが、これが煽動法違反とされた

ものである。范議員は連邦裁に上告。

14日 ▶リー首相、非公式訪問——シンガポールのリー首相が非公式に来訪し、ラザク首相と海峡航行問題等について話し合った。

15日 ▶サバ、木材輸出を割当制——サバのムスター・ファ州首相は、東南アジア木材生産者協会(マレーシア、フィリピン、インドネシアが参加)の取決め(75年第1四半期の輸出量を450万m<sup>3</sup>とする)を実施するため、サバの木材輸出を割当制(合計2700万立方フィート=77万m<sup>3</sup>)とし、輸出認可業者数を121から51に減らすと発表した。なお同協会は1月の普通木材最低価格を1立方フィート当たり1.39米ドル、下級木材を1.16米ドルと定めている。更に同協会評議会は4月25日、以後3カ月間の輸出量を最大400万m<sup>3</sup>とすることで合意を見た。

16日 ▶サルドン前交通相、ペナン州統治者に任命される——現統治者 Tun Syed Sheh は健康上の理由で2月5日に引退(10月8日死去)。

▶人民解放軍、日本大使館に警告——日本大使館スポーツマンの発表によると、マラヤ人民解放軍は同大使館に手紙を送り(1月6日付)、トゥムンゴール・ダム建設を中止するよう警告した。

19日 ▶ラザク首相、中東6カ国訪問——ラザク首相はヤクブ・サラワク州首相、ラザレイ Petronas 会長らを伴ってクウェート、サウジアラビアなど中東6カ国訪問に向った。クウェート(21日)、サウジアラビア(29日)、アラブ首長国連邦(25日)と経済・技術協定を結び、第3次5カ年計画への援助をとりつけ(サウジアラビアは2億リンギ、クウェート、アラビアは各1億リンギの援助を約束)、オーマン、カタール、バーレン、首長国連邦、クウェートと科学・文化協定を結んだ。この協定の一部としてサウジアラビアとは高等教育事業に対する借款協定(タイプ総合計画相が5月1日調印)、クウェートとは6月25日、Felda事業への60万クウェート・ディナール(=6000万リンギ)の借款協定(期限、据置き10年を含む20年、年利4.5%+行政経費0.5%)が締結された。

20日 ▶トゥムンゴール・ダムの工事再開——ゲリラによる襲撃事件で中断されていたトゥムンゴール・ダムの工事が再開された。これに先立ってダムに至る道路両脇は2メートルにわたって切り払われた。工事に当っている間組の発表によると、労働者300人中戻った者は100人に過ぎず、200人の追加募集を行なっている。

▶連盟党直接党员機構に解党勧告——国民戦線のKh-

alil Akashah 執行秘書の発表によると、戦線本部は連盟党直接党員機構全支部に解体と戦線内の6党のいずれかへの入党を勧告した。同党員は約7000人（2月15日参照）。

22日 ▶後進地への工場誘致奨励策——連邦工業開発庁FIDA の Jamil 長官は、後進地への工場誘致を進めるため立地奨励計画 Locational Incentive Scheme を発表した。概略次の通り。

地域：クランタン、トレングヌ、ブルリス、サバ、サラワク、ケダ (Kuala Muda 県を除く)、パハン (クアンタン県を除く)、Johore Tenggara.

優遇措置：(上記地域に75年1月1日から76年12月31日までに設立された企業に対し)

固定資本支出・雇用数が25万リンギ未満または100人未満の場合、課税免除期間5年。25万リンギ以上または101人以上6年。50万リンギ以上または201人以上7年。100万リンギ以上または351人以上8年。“優先産品”製造、国産原料使用企業には最高10年まで課税免除。

また FIDA は農業関連産業(栽培、加工を含む)、食品産業にも創始産業資格、投資税控除、雇用控除 (Labour Utilization Credit) を適用するようラザク首相に提言する。FIDA は現在ゴム手袋、自動車タイヤ、メイズ加工など農業関連30業種について事業報告を作成中。

▶1974年の製造業——Jamil FIDA 長官によれば、74年の製造業実績は次の通り。

成長率 15%，対国内総生産比率 17%

新雇用 2.7万人、雇用総数 41.9万人  
(前年比 +6.9%)

設立申請企業数 628社 (73年651社)

設立認可企業数 525社 (73年423社)

うちマレー人が株式の過半を支配する企業  
61社 (73年36社)

認可企業投資見込額 (完成時)

15億9020万リンギ (73年12億1580万リンギ)

認可企業雇用見込 (完成時)

7万1378人 (73年8万1510人)

認可企業における原住民留保株式

2億5070万リンギ (73年1億5410万リンギ)

認可企業における原住民保有株比率 33%

23日 ▶ゴム直接購入は25%まで——ムサ・イタム第一次産業相はゴム取引業者に対し、「政府の小農からのゴム直接購入は25%のみであり、小農協同組合、取引業者組合が購入にあたっていたり、取引業者が公正に取引をしている所には介入しない。政府は業者の追い出しなどを考えていない」と述べた。

24日 ▶王幼平・中国駐マ大使着任——同氏は前駐北ベトナム大使。

27日 ▶MIDFの融資——工業開発金融公社 MIDF の Leembruggen 総裁の発表によると、74年の融資実績は次の通り。

融資事業数 183件 融資総額 6690万リンギ

(73年は 227件 1億1290万リンギ)

うちマレー人事業 124件 3870万リンギ

うち { 100%マレー人所有 102件  
50%以上マレー人所有 22件 }

28日 ▶国際錫理事会開く——第16回国際錫理事会がロンドンで開かれ、錫の下限価格をピクル当り 900 リンギ (現行850)，上限価格を1100 リンギ (現行1050) に引き上げることを決定した(2月1日発表)。なお会議に提出されたマレーシア側の報告によれば、73、74年の錫生産費はピクル当りそれぞれドレッジャー鉱山462.32 リンギ、666.49 リンギ、グラヴェル・ポンプ鉱山590.96 リンギ、894.98 リンギ。

31日 ▶74年後半の一時帰休者 1万4000人——李三春労相の発表によると、74年8月から75年1月15日までに各企業で一時帰休を言い渡された者は1万4063人 (うち西マ6563人、東マ7500人、ただし8~10月、11、12月に東マでは更に2470人が解雇されたもよう)。また2月末までに西マで2121人が解雇されると見込まれる。西マの業種別の内訳は、合板2129人、製材1422人、エレクトロニクス920人、製衣406人、その他1593人。

## 2月

1日 ▶回教への改宗者数——回教福祉機構 Perkim の発表によると、1960年以降の回教への改宗者は2万人以上で、80%が華人、10%がインド人であった。

2日 ▶土地開発庁事業の原住民請負い——Sulaiman 副土地鉱山相の発表によると、連邦土地開発庁の開拓事業面積と原住民企業による工事請負い比率は次の通り。

73/74年 8.5万エーカー、

うち原住民 24% (2300万リンギ)

74/75年 9.6万エーカー (4830万リンギ)

うち原住民 22% (2100万リンギ)

3日 ▶金融緩和——イスマイル中央銀行総裁は、商業銀行及び金融会社に対する次のような金融緩和措置を発表した。

- 信用伸び率上限撤廃 (現行40%)

- 貸出金利、預金金利上限の0.5% 引下げ

定期預金の新最高金利：1カ月4% (現行4.5)，3カ月6%，6カ月6.5%，12カ月8.5%，2年もの以上は上

限を定めず。

財蓄預金 (savings deposits) の最高金利は 6.5% で不変。

新・最低貸出し金利：普通金利 9.5%，優遇金利 9%  
• 法定準備率 1.5% 引下げ。

銀行の新法定準備率 8.5%

金融会社の新法定準備率 5.5%

- マーチャント・バンク（証券銀行）に対し、新たに法定準備率 (1.5%) を設ける。今後マーチャント・バンクは保険会社からの定期預金を受け入れができる。

イスマイル総裁はまた、生産的事業の重視とインフレの回避とを各機関に呼びかけ、次のようなガイド・ラインを発表した。

- 融資・貸付金の 50% 以上（月毎に計算）を次の用途に用いねばならない。

(1) 原住民（原住民個人及び原住民の支配する会社。政府機関は除く）への融資・貸付。

(2) 製造業への融資・貸付（食糧生産への信用供与を含む）。

(3) 個人住宅取得、機械・設備への融資。

(4) 中央銀行の特に認める融資。

- 10% の小額貸付下限枠を 75 年 6 月 30 日までに実現する。

同総裁によれば、この緩和措置は 74 年の通貨供給が 8.6% の伸び (73 年は 37.6%) にとどまり、商業銀行貸出も 14.6% の伸び (73 年は 53.1%) にとどまったため、通貨膨脹が 74 年のインフレの主因ではないと判断した結果である。

**5 日** ►原住民への貸付——中央銀行の発表によると商業銀行の 74 年の対原住民貸付は 2 億 5000 万 リンギ弱（全体の 35%）であった。業種別内訳は次の通り。

商 業	5800 万 リンギ	(24%)
-----	------------	-------

製造業	2700	"	(11%)
-----	------	---	-------

農 業	2600	"	(11%)
-----	------	---	-------

住 宅	1200	"	( 4%)
-----	------	---	-------

74 年の貸付総額 7 億 0900 万 リンギは 73 年 (16 億 8800 万 リンギ) の半分に満たない。74 年末の貸出し残高は 55 億 7600 万 リンギ。

一方、Arshad 中銀副総裁の 8 月 31 日の発表によれば、対原住民貸付は残高は 71 年末 1 億 1170 万 リンギ（全体の 4.2%），75 年 7 月末 6 億 7560 万 リンギ (11.2%)。

**6 日** ►中国、ゲリラ受け入れを拒否——サラワク Sri Aman 更生委員会の楊国斯会長は、150 名の元ゲリラ社会復帰記念集会で、「最近中国は、中国入国を希望した若干名の元ゲリラの受け入れを拒否した。彼らはやむを得

ず引返し、現在は KL にいる」と語った。

**9 日** ►労使関係協調準則成立——労相、マレーシア労組会議、マラヤ使用者組織評議会 MCEO の間で、労使関係協調準則 Code of Conduct for Industrial Harmony の調印が行なわれた。要旨次の通り。

- 労使双方は、善意をもち、常に接触・協議を重ねて、争議が破壊的になるのを防ぎ、公正な効率的な体系を作り上げる。

- 使用者は雇用者が被認可組合に加入し合法的に活動するのを妨げるべきでない。

- 双方とも如何なる争議に関しても一方的行動を慎むべきである。

- 露迫、暴力を慎み、ノロノロ作業、坐り込み、泊り込みを避ける。

- 使用者は事前の計画によって必要人員の変動を最小限にとどめる。

- 解雇は最後の手段としてやむを得ない時にのみ行なうべきである。

**13 日** ►馬華公会、華文教育尊重を要請——馬華公会は教育省に提出した覚え書きの中で華文教育を尊重するよう要請した。要旨次の通り。

- 母語を媒介語とする小学校の存続。

- 各族代表からなる委員会を設け、各語学校の科目を公正な、社会を反映するものにさせる。

- 外国の学位を認める。

- 各大学副学長、学院長、事務長からなる委員会を設けて、各族入学生の比率をわが国の種族構成に沿ったものにさせる。

- 私立高等教育機関を増やして政府の教育負担を軽減する。

- MCE マレーシア教育資格試験の国語必須制を再検討し、学生に追試の機会を与える。

- 華文を主要学科の一つとする。

**15 日** ►ADMO 緊急党大会——連盟党直接党員機構 (ADMO) は緊急党大会で次の点を決定した。

- (1) 党全体として国民戦線内のいずれかに一括加入

- (2) それができない場合、州ごとに一括加入

- (3) 個人としての選択も認める

これに基づき 2 月 20 日上部ペラ支部員 (200 人) が民政党入り、同 26 日ジョホール支部員 (600 人) が入党入りを決定した。ほか、大勢が民政党入りの意向を明らかにした (1 月 20 日参照)。

**16 日** ►キューバと外交関係樹立。

**17 日** ►ゲリラ、貨物列車を爆破——プルリス州 Padang Besar 付近で貨物列車が、ゲリラの敷設した地雷 (消息筋によれば計 30 ポンド) のために小破した (機関車お

より 5 車両)。爆破と同時に約 50 人のゲリラが列車を襲撃した。このため線路は 100 ヤード (=90 メートル) にわたって破損し、列車は通行不能となった。現場にはマラヤ共産党分派のビラが撒かれていたという。鉄道は 19 時間後に復旧。

19日 ▶マラッカ海峡通過に規制——マレーシア、インドネシア、シンガポール 3 国外相(マレーシアからはリタウディン外務担当特別相)はシンガポールで会談し、マラッカ、シンガポール両海峡で直ちに航路分離制を実施し、大型タンカーの重量制限(具体的な数字については引続き検討)を行なうこと、航行安全・汚染防止のための閣僚評議会を設置すること、保険制度を改善すること、で合意した。また各国の祥和丸(1月 6 日に座礁)に対する賠償請求額はイ 3600 万 リンギ、マ 2400 万 リンギ、シ 370 万 リンギ。

▶范俊登議員の議席剝奪をめぐる動き——選挙委員会はこの日、范俊登上院議員(民行党・ペラ州 Menglembu 区)が 1 月 13 日の有罪判決で議員資格を失ったとして 3 月 15 日に補欠選挙を行なうと発表した。これに対し民行党は直ちに選挙委決定差止めを高裁に申請する一方、2 月 27 日には葉錦源の立候補を届け出た(国民戦線は立候補者はなく、他に前 MCA、前民行党の両無所属候補が届け出)。高裁は投票日の直前 3 月 12 日に、「有罪判決は議席を自動的に空席にするものではない」との理由で補選の中止を命令した。この結果選挙委は補選の通告を撤回した。

21日 ▶Felda 輸送公社設立——連邦土地開発庁 Felda の Raja Mohd. Alias 長官は、Felda の生産物を輸送するために 1 月に公社を設立し、同社は現在タンク車 19 台(3 月 17 日発表ではトラック 33 台、トラクター 15 台)を保有していることを明らかにした。なお現在 Felda のオイル・パークは 38.5 万エーカー、ゴム園は 23.3 万エーカー、75 年末には合計 72.1 万エーカー。パーク油生産量は 74 年 14.4 万トン、75 年(見込) 18.5 万トン。また 3 月 17 日の発表によると、同庁は入植者の事業を援助するため 200 万 リンギの貸付基金を設立した。

22日 ▶Pernas グループは 44 社——Pernas の Shahriman 会長はサバでの合弁会社設立促進のためコタキナバルに着き、Pernas グループの企業数が現在 44 社、投資総額は 3 億 5000 万 リンギに達していることを明らかにした。また同会長は 3 月 13 日、Pernas の子会社が 8 社(貿易、鉱業、不動産、証券)で、授権資本金 5 億 リンギ、払込資本金 1 億 1620 万 リンギ、従業員 3600 人(70 年は 400 人)に達していることを明らかにした。

27 日 ▶世銀、第 3 次計画に 1 億米ドル——世銀報道官の発表によると、同行のマレーシア援助はこれまでに 6

億 0800 万米ドル(うち 2 億米ドルは電気局へ)に達している。また第 3 次マレーシア計画への援助は 1 億米ドル(2 億 4000 万 リンギ)の予定。世銀はまた 5 月 2 日に、農業研究への 6840 万 リンギの借款供与を認可した。更に 9 月 25 日に来マした Bernard 世銀東ア・太平洋地域副代表は、今後 2 年間に 1 億 4500 万米ドル(R. 362.5 m.)の借款を供与すると述べた。

28 日 ▶公務員の労働争議を禁止——フセイン副首相は公官労組(Cuepacs)大会の席上、Ibrahim Ali 賃金委員会の報告が出るまで公務員の争議を絶て停止するよう呼びかけた。同副首相によれば、これは公官労組内の過激派が執行部の指導を逸脱して不法争議を煽っているため。官公労組はこの呼びかけに条件付きで同意した。

### 3 月

1 日 ▶サービス税実施——2 月 1 日実施予定が延びたもの。小規模な食堂などは適用から除外。

4 日 ▶保険業の外資占有率——マレーシア保険協会の Tan Sri Syed Jaafar 会長によれば、ドレッジャー錫鉱山の資産の 100%、ゴム、オイルパーク園資産の大部分は外国で保険にかけられていて、輸出に際しても錫のほぼ 100%、ゴムの 95%、パーク・オイルの 70% が外国での保険である。このため毎年保険費用として数百万 リンギが海外に流出している。なお Petronas のラザレイ会長は 2 月 20 日保険契約を国内で行なうよう訴えている。

▶ゲリラ、クランタン州 Batu Melintang 軍営を襲撃 100~150 発を発射。

5 日 ▶金東祚・韓国外相來訪——漁業面での協力、安保問題等について話合い。

7 日 ▶Seenivasagam 人民進歩党首、上院議員に任命される(3 月 1 日付)。謝敦祿(MCA)の後任。

▶ブルネイ政府、政治犯を釈放——北カリマンタン国民軍司令官 Jais b. Hj. Karim を含む 4 名が釈放された。いずれも 63 年初に逮捕されたもので、政治犯釈放はこの 5 カ月で 3 度目。

8 日 ▶工商省、Petronas、FIDA の 3 者、石油及び関連産業における協力協定締結——工商省の監督権強化を目指したもの。

10 日 ▶Mara への返済不調——原住民信託会議 Mara の Mohd. Noorani Kamarun 副長官の発表によると、原住民への貸付金 1400 万 リンギ、質貸料 42 万 リンギが返納されていない。過去 3 年間に商人には平均 7000 リンギを貸与したが、25~30% が返済を遅延している。また現在 10% の商人が活躍しているに過ぎず、80% が経営不振、10% が倒産した。

▶黄金明サラワク国民党副委員長、人身保護令による

釈放直後に再逮捕。

12日 ↪英のブルネイ撤兵問題——英政府消息筋によると、ブルネイ・スルタンとの間で行なわれていた英駐留軍（グルカ1大隊）撤兵についての話し合いが不調に終った。協議は適当な時期に再開される。一方ロンドン・タイムズは17日「スルタンはグルカ兵維持費を支出しており、ブルネイにおける英國国防費削減延期に成功した」と述べている。

13日 ↪海洋法問題——カディル法相はジュネーブでの国際海洋法会議に出発するに当って「多数の外国トロール船が南シナ海、南沙海、サバ・サラワク沖に入漁しており、その活動はマレーシアの今後の漁業権に脅威を与えていた。マラッカ海峡に関しては、沿岸3国が航行を規制する権利をもつ」と語った。

19日 ↪英国防白書——このほど発表されたイギリス国防白書は、マ・シ両国について次のように述べている。

「5カ国防衛協定は協議関係を含むが、英軍駐留の義務はない。英国は関与は続けるが、Nimrod（偵察機）4機の派遣を含む統合防空システムへの小さな寄与を除いてわが軍を76年4月までに海上偵察部隊から撤退させる。」

20日 ↪Petronas、ペナン州政府と石油産業権、補償に関する協定に調印——州政府は国営石油公社 Petronas に、石油産業に関する権利を譲渡。Petronas は州政府に石油関係税収に見合う現金を交付。同様な協定は3月22日トレングヌ、(3~4月中に)サラワク、4月23日マラッカ、同25日プルリス、4月26日ペラ、ケダ、5月9日ジョホール、クランタン、6月12日 N. スンビラン、9月11日パハーン各州政府との間で調印された。関係者の取り分は州政府 5%, Petronas 33%, 請負企業 35%, 税 27%。なおラザレイ Petronas 会長は6月12日、「トレングヌ州政府は新石油法制定前に Exxon と協定し、Exxon は利潤の 8% を州政府に支払うことになった。現在 Petronas は Exxon に 7.5% 与えることを主張し、Exxon は 35% を要求して交渉中である」と語った。

21日 ↪開発銀行の貸付——開発銀行の Salim 頭取の発表によると、同行は設立(73年)以来これまでに81件1800万~2000万リンギの貸付申請（電子工業、採石業など）を処理し、15件270万リンギを批准した。地域的には、大部分がセランゴール。

23日 ↪ソ連諮問団、ダム調査報告書を提出——ソ連の事業コンサルタント・チームが電気局に対し Tembeling ダム建設に関する報告書を出した。同ダムは洪水防止とパハーン州への電力供給を目指すもので、81年完成予定。総工費 2 億リンギ、総出力 7.5 万 kw。

26日 ↪人民銀行の資産——*New Straits Times* によると、人民銀行 Bank Rakyat グループ(8社)の資産は

72年2月現在 2 億 5000 万リンギ (72年 3600 万リンギ)、会員は個人 2 万人、協同組合 984 (約 50 万人)。主要事業はパハーン州製紙工場、Kuala Kedah の Asean 化学・肥料工場、プタリンジャヤの United Manufacturers 社等。

27日 ↪ゴム植替え進む——ゴム小農開発庁 RISDA の Mohd. Nor 長官によると、同庁は2次計画のゴム園植替目標40万エーカーを2万6649エーカー超過達成する見込み。また74年半までに小農ゴム園 140 万エーカーを植替え、多産種ゴム樹は西マの 70% に達した。第3次5カ年計画では45万エーカーを多産種に植替えるほか、他の認可作物(オイル・パーム、ココナツ、果樹、コーヒー、ココア、サゴ)への植替えにも補助金を支給する。

31日 ↪Pernas に 1 億リンギ投資——下院は、国営企業公社 Pernas への貸付金 1 億 5500 万リンギのうち 1 億 0500 万リンギを株式投資にまわす動議を可決した。Pernas の現在の払込資本金は 1120 万リンギ、うち連邦政府持分は 500 万リンギ。その他の出資者は原住民銀行、中央銀行、回教基金局、ペラ、セランゴール、パハーン各州経済開発公社。

→国会開く——成立法案次の通り。

- (1) 労働関係（修正）法
- (2) 大学・学院（修正）法
- (3) 石油開発（修正）法
- (4) 工業調整法 (以上については資料参照)
- (5) 中央銀行（修正）法

○中央銀行は公共開発事業融資のため特別投資基金を設置できる。

○中央銀行に公開市場操作の弾力的運用のため債券発行権付与。

→ゲリラ、KL 空軍基地、ペナン島バトゥ・ウバン軍営等数カ所にロケット砲撃。少なくとも Caribou 機 1 機が破損。KL 基地付近ではマラヤ人民解放軍の文書押収される。ガザリ内相の発表（4月3日）によれば、これは70年3月22日のマ共 ML 派結成を記念した行動という。

## 4月

1日 ↪Petronas、石油採掘企業と新協定のための交渉開始——分与比率（企業側要求 33~35%。Petronas 7.5 % を提示）についての他、ラザレイ会長の発表（3月29日）によれば、①Petronas によるあらゆる関連資料の管理、②マレーシア産品・サービスの利用、③Petronas の国際石油取引への参画、④原油、ガス利用方法の選択権（国内で販売か化学・肥料産業に用いるか）を Petronas に付与、等について話し合わせられる。

→8カ月に9000余人解雇——労働人材省の発表によると、74年8月から75年3月までの解雇者は 9041 人で、内

訳はエレクトロニクス2429人、木材1506人、その他3021人。なお李三春労相は3月28日、「合板、製材業は上向きに転じた」と語っており、連邦工業開発庁FIDAも4月10日、「エレクトロニクス・電気製品企業等は新製品生産により活動を活発化しており、若干の企業では再雇用をしている」との見方を明らかにした。

6日 ▶シブ付近で警察隊3名死——サラワクのシブ付近Salim Setabauで保安隊がゲリラと交戦し、3名を射殺した。うち1人は女性で、Sri Aman作戦時に投降し、後再びジャングルに戻っていた。また別の作戦で警察野戦部隊員3名が死亡した。

ガザリ内相の発表(7日)によれば、74年以来の投降ゲリラ数(サラワク)は約600人。

7日 ▶ムダ・ダムで保安隊員7名死——22名からなる保安隊員が車でムダ・ダム付近の軍営に戻ろうとしたところ、Mong Gajah地区で50~60名のゲリラに襲撃され、7名が死亡、10名が負傷した。またペラ州のトゥムンゴール・ダム付近では保安隊がゲリラの伏攻撃に会い、4人が負傷した。同地では9日にも地雷撤去作業の軍人2人が負傷。

10日 ▶ケダ州 Mong Gajahで保安隊員5名死、8名負傷——7日の襲撃と同グループによるものと見られる。

12日 ▶ケダ州 Merbok区議補選——

Hashim b. Hj. Osman(国民戦線) 5418

Kassim Ahmad(人社党) 5282

Ismail b. Man(無所属) 211

無効 144、投票率 71.4%

74年8月総選挙は、国民戦線8021、人社党3246。

13日 ▶ラザク訪欧——ラザク首相はイギリス(13日)、スウェーデン(16日)、フランス(23日)、ジャマイカ(27日)、英連邦首脳会議に出席への訪問に出発した。フランスでは二重課税回避協定、投資保障協定に調印し、同国からの1億5000万フラン(7500万リングギ)の借款(クアンタン港調査援助100万フラン等)、原子力研究所設立援助への合意をとりつけたほか、パリに投資促進センターを開設することも明らかにされた。29日と5月1日、ジャマイカでリー・クアンユー首相と会談。5月4日帰国。なお首相留守中、セイン副首相が病気のため、ガファール・ババ農相が首相代理を務めた。

16日 ▶クチン付近で農民62人逮捕——ヤークブ・サラワク州首相の発表(5月3日)によると、第1区で62人がゲリラへの食糧・資金援助の疑いで逮捕された。大部分がクチン付近Penrissenの農民であるという。また第1区Lunduでは5月13~15日に同じ理由で計44人が逮捕された。

17日 ▶ジョホールで特務殺さる——ジョホール州 Pa-

lohで特別警察部員1名が、共産分子と見られる4名によって射殺された(シンガポール版*Straits Times* 19日)(5月17日参照)。

18日 ▶カンボジア王國民族団結政府を承認——ガファール・ババ首相代理は、カンボジア王國民族団結政府の承認を発表した。一方、ラザク首相はストックホルムで「カンボジア人民の選ぶ如何なる政府をも承認する。人民の意志に反して闘うことはできない。人民が特定のグループを支持すれば、そのグループは国を支配し得るであろう」と述べた。

▶錫輸出制限開始——国際錫理事会の決定による輸出制限(6月30日まで)が発効した。この間の総輸出枠は2万6560トンうちマレーシアは1万1851トン(43.6%)。なお現在錫理事会の緩衝在庫資金は約2700万ポンド(約1.4億リングギ)。オランダ、フランスからの自発的拠出金を除く)で、理事会は残りの生産国拠出分7290万リングギ(うちマレーシア3300万リングギ)の全額納付を呼びかけた。

20日 ▶華文教育団体、馬華公会を批判——華文校教員総会、同校長総会代表は華文教育について話し合った後「馬華公会の『覚え書』(2月13日)は国語(マレーシア語)を“唯一の媒介語”でなく“主要な媒介語”とすることを最終目標としているに過ぎず、これは華文小学校を変質させるものである」との批判を表明した。両総会代表と馬華公会代表は5月14日、調整のための会談を行なったが、「現行教育政策の基本原則(国語化の推進)には触れ得ない」とする馬華公会とその再検討を求める両総会との間の溝は埋まらず、話合いは決裂した。

23日 ▶Usno 執行委員会のサバ分離独立に関するメモを討議(秘密会)。

24日 ▶創始産業への外資——Jamil FIDA長官の発表によると、創始産業における外資額は次の通り。(単位:万リングギ)

	73年	74年
シンガポール	14,740	15,100
日本	7,290	11,000
イギリス	8,990	8,990
アメリカ	6,260	7,500
香港	4,580	5,100
その他共計	47,660	54,420

その他の合弁事業を加えると、74年の外資額は500社、10億リングギを超える。

なお日経産業新聞1月23日によれば、73年の日本の対マ直接投資は72年の7倍に達した。

26日 ▶サラワク州首相、交付金遅延を批判——サラワクのヤークブ州首相は、サラワクの若干の事業(治安関

係等)が連邦大蔵省の支払い遅延のために遅れている、と不満の意を明らかにした。州首相は更にブルネイについて「スルタンがマレーシアのスルタンと率先して密接な協力を樹立しようとしているのは遺憾である。ブルネイの人民は独立に賛成しているが指導者が反対している」と語った。

27日 ④農業銀行増資へ——ガファール農相(首相代理)は、年内に農業銀行の払込資本を1000万リンギから4000万リンギに増資する、と発表した。同行の70~74年の貸付認可額は1億1300万リンギ、現在の債権は4000万リンギ。米、タバコ、綿花小農への信用計画のため、特別回転資金2000万リンギを4000万リンギに増額。これまでの受益者は米作農民8.5万人、タバコ農民5.3万人。

29日 ④共産分子(?)、KL、プラリンジャヤの交番8カ所に放火。

30日 ④マ共、結党45周年で声明——マラヤ共産党は結党45周年(4月30日)にあたって「農村から都市を包囲し、武装して政権を奪取する路線」を堅持する旨の26日付の声明を発表した(「革命の声」29日が放送)。同声明要旨は人民日報5月2日に掲載されたが、ここではラザク名指し非難の箇所は削られている。また、人民日報30日は、「マラヤ人民の革命武装闘争が必ず勝利することを確信している」旨の中共中央のマ共中央宛の祝電(29日付)を一面トップに掲載した。

#### ④金融緩和発表——(5月2日実施)

##### 1. 商業銀行

	現行	新
定期預金(上限)		
1ヶ月	4.0%	3.5%
3ヶ月	6.0	5.5
6ヶ月	6.5	6.0
9ヶ月	7.5	7.0
12ヶ月	8.5	8.0
財蓄性預金(上限)	6.5	6.0
貸出金利		
普通	9.5	9.0
優遇	9.0	8.5
法定準備率(5月16日実施)	8.5	7.0
製造業への最低貸出し率(50%)	は継続。	

##### 2. 金融会社 Borrowing Companies

法定準備率(5月16日実施)	5.5%	4.0%
製造業への最低貸出し率(50%)	は継続	

## 5月

2日 ④南ベトナム革命政府を承認——ガザリ内相発表。なおラザク首相は1日ジャマイカで、南ベトナムで使用された武器が密輸業者等の手でマレーシアに持ち込

まれる可能性を指摘し、国境の警戒を厳重にするよう指示した。

5日 ④軍隊の人種別構成——Abdul Hashim 副検察長は胡更生下院議員の煽動罪裁判で証言し、次のような72年12月末現在の軍隊の人種別構成を明らかにした。

	陸 軍	同将校
マレー人	38,881人 (90.2%)	1,658人
華 人	1,034人 (3.2%)	489人
インド人	932人 (2.3%)	116人
そ の 他	1,786人 (4.3%)	137人

また翌6日 Yaacob Mohd. 大佐が行なった証言によるところ、75年3月31日現在の構成は、

	マレー人	華 人	インド人	その他
中 将	1人			
少 将	3人			
准 将	83.3%	5.6%	11.1%	
大 佐	66.7	20.0	0	13.3%
中 佐	59.0	25.0	6.5	9.5
少 佐	59.0	24.7	8.0	8.3
大 尉	61.6	22.9	9.0	6.5

9日 ④天然ゴム生産国、輸出規制に合意——天然ゴム生産国協会専門家会議(KL開催)は、今年の輸出量を281万3000トン(74年比38万トン減)とすることに合意した。同会議はまた、供給合理化計画を国際緩衝在庫計画と並行して実施するよう決議した。両措置によって国際市場から38万トンが除去される。またマ、タイ、インドネシア、スリランカ、シの責任分担方式も合意に達した。マレーシアはこの会議で4200万リンギ(うちマ拠出分3000万リンギ)を投じて35万トンの緩衝在庫を設置するよう提案していたが、5月18日付日経夕刊によれば、10万トンまで削減してようやく話合いがついたという。

④ペナンで鉄道2カ所爆破——ペナン州 Bukit Mertajam 付近の2カ所で鉄道が爆破された。被害は1万リンギ程度。ゲリラによるものと見られている。

10日 ④中華商會長、工業調整法に反対を表明——中華商會連合の許平等會長は、①工業調整法が、製造業従事用の許可を取った後、生産・品目の増減にも許可を必要とし、②既に各官庁に必要資料を提出しているにも拘らず更に商工相への資料提出を求めている、ことを理由に工業調整法は不要だ、と述べた。(資料参照)

11日 ④野党、連合戦線結成に合意——民主行動、社会正義、人民社会、祖国覚醒各党首は4時間余にわたって会談し、①連合戦線の結成、②Kassim Ahmad 人社党委員長を長として「最低限協力計画」を作成する、③各党間の相互攻撃はしない、④ Selayang 区補選には統一候補を送る、等の点で合意に達した。

13日 ▶ASEAN外相会議開く——インドシナ新情勢を討議するための東南ア諸国連合外相会議（マレーシア代表はリタウディン外交担当特別相）がKLで開かれ（15日まで），①親善協力条約草案，②東南ア平和・自由・中立化の青写真，をそれぞれ承認した。リタウディン特別相が15日語ったところによると，①は ASEAN 内の紛争を平和的に解決する手続きを定めたもので，中立地域確立のための重要な一步。草案は各國政府にもち帰って検討される。②は若干の相違点を埋めるため，高級事務当局者の会合が必要となろう。

15日に発表された共同声明は要旨次の通り。

- (1) 資源戦略をうち出すための計画担当閣僚会議開催。
- (2) 包括的特恵貿易制度検討のための貿易協議体設立。
- (3) 工業上の補完関係についてのガイドライン採択（肥料，自動車，農業機械，塩関連工業，ゴム工業での補完）。
- (4) ASEAN 全域にまたがる工業計画の検討。
- (5) ASEAN-EC 共同検討グループ設置に賛成。

インドシナ諸国との関係についてリ特別相は「友好的協調的関係にはいる用意がある。平和5原則に基づき国家開発でも協力する意図がある」と語っている。また *New Straits Times* 17日社説は，大国の役割とサイゴン新政権の承認について意見が一致しなかったこと，加盟国拡大については全会一致を原則とすることに合意したこと，首脳会談早期開催については合意を見なかったこと，を明らかにしている。

▶ゴム取引局代表団訪中——劉集漢局長を団長とするゴム取引局代表団が訪中し，29日までゴム取引について話し合った。劉局長が30日に明らかにしたところによると，中国側は，①土地開発庁，ゴム開発公社から直接ゴムを購入（2，3カ月内に4万トン）すること，②国際ゴム緩衝在庫計画を支持することを約し，マレーシア側は中国国家化学輸出公社にマレーシア・ゴム取引所への参加と10月22～25日の国際天然ゴム会議への出席とを要請した。また中国側はヨーロッパへのゴム輸送に毎月中国船を配すること，マ・ゴム取引局を中国海洋船運公社の唯一の交渉相手とすることを認めた。劉局長によれば同船運公社は現在350隻の外航船をもち，マラッカ海峡を毎月延べ12隻通過している。

15日 ▶Exxon Production (M) 社，採掘・開発事業を一時中止——Petronas から，同社の事業継続に適用される条件について説明があるまで。同社の鉱区はサバ沖2, 計4050平方マイル（うち1は生産継続），東海岸沖1万4670平方マイル。なおラザレイ Petronas 会長は6月26

日，「Exxon 社のみが石油開発法に反対している」と語っている。Financial Times 6月3日によれば，採掘権をもつ8社のうち，Shell（サラワク沖で日産8万バレル），Exxon（サバ沖で日産5000バレル採掘を開始したばかり）のみが商業的採掘に成功したが，Exxon は既に完全に操業を停止している。また Sarawak Shell は Bintulu のガス海底パイプライン敷設をめぐって Petronas と対立し，計画は1年以上宙に浮いている。

17日 ▶特務2名殺さる——クアラルンプールとペラ州 Teluk Anson で深夜警察政治部幹部各1人（いずれも華人）がテロリストによって射殺された。T. Anson の場合，道路上に共産党的ビラが落とされていたという。以後の特務関係射殺事件を列記すると，6月12日にはペラ州 Batu Gajah 留置所副営長（転向工作責任者），同20日イポーで警察政治部員，7月27日 N. スンビランで警察通信部員（いずれも華人）。

22日 ▶マレー人への株式留保——ハムザ商工相によると，70～74年に株式1億2840万リンギを原住民用に留保し，原住民の応募はこのうち9110万リンギ（70%）にとどまった。政府は新設会社の株式の30%を原住民用に留保するほか，流通の30%が原住民に掌握されるよう指示している。また同相が6月15日に発表したところによると，現在原住民5万人が実業家として登録されており，74年の原住民用留保株は1億3920万株，うち取得済2750万株。またこのうち原住民機関取得は1910万株，原住民取得済みは840万株。

25日 ▶中華商会連合年次大会——クアンタンで開かれた中華商会連合第29回年次大会の席上許平等会長は，国営石油公社，工業調整法に見られるような私企業への国家の干渉の強化に懸念を表明し，また原住民の経済参加拡大は外人掌握部分の処理によって実施すべき旨を強調した。大会はまた，工業調整法の実施に反対することを決議した。

28日 ▶ハビブ米国務次官補來マ。

▶南ベトナム革命政府代表2名來訪——大使館再開，難民問題等について話合い。

29日 ▶Pernas Securities 社，株交換計画発表——計画によれば PS 社はその完全子会社 Tradewinds 社の全株式を Haw Par Brothers International 社に売却，代りに HPBI 社の新株7041万3000株を取得する。これにより①PS 社は増資後の HPBI 社の最大株主（39.7%）となり，前者の Tengku Razaleigh 会長が新 HPBI 社の会長となる。②新 HPBI 社は London Tin 社（英國登録，自由世界の錫の10%を生産，鉱山のほとんどがマレーシアに所在）の最大株主（50%），Island and Peninsular Development 社（マレーシア登録，マ・シ最大の住宅開

発業者で、オイルパーク、錫にも子会社所有) の最大株主(51%)となり、Sime Darby Holdings 社(英国登録、エステート、建設、金融、商社活動を行なう、マ・シ最大の上場会社)の株10%を保有する。

この発表に対し、シ証券取引所は5月29日、PS 社はこの取引きにより5400万ドルの資本利得のほか、全子会社を含むHPBI 社の実質的支配権を得ることになる、と指摘し、シ証券業会議の事前認可の有無を質した。

6月3日、Razaleigh 会長と韓蔵相が会談し、韓蔵相は会談後、シ政府は外国企業によるシ企業の権利取得に原則として反対しないが、金融センターとしての高度の行動基準維持が必要であり、小株主の保護に関心を払っている、と語った。6月4日、シ証券取引所は① HPBI 社の純資産が74年1年間で1億1280万ドルも減少した理由、②同社が営業する各国間での資産移動および債務の国別分布、などを明らかにするようHPBI 社に要求し、また、シ証券業会議が6月4日、ロンドンのテークオーバー・合併審査委員会が6月6日、両社に対してLondon Tin 社とHPBI 社の小株主の株に対する一定額での買付申込みを命じた。Razaleigh 会長は7月3日、①シンガポール、ロンドン両当局の理解と善意を期待する、②プランテーション、土地その他で計画されている全取引きが完了すれば、マレー人が経済の30%を所有するという目標は2年で達成される、と語った。

しかし7月10日、シ政府はHPBI 社に不正な資金運営の疑いがあるとして監察官を任命、調査を開始し、7月19日にはHPBI 社の会長以下3名の役員が辞任、7月21日にはシ証券業会議がインサイダー取引きの容疑で同社に対する調査を開始するに至り、計画は実質的に挫折した(シンガポール日誌参照)。

## 6月

2日 ▶日系企業——*New Straits Times*によれば、現在の日本系合弁会社は190社、投資額2億1035万リング、雇用(マレーシア人)2.5万人。

5日 ▶29銀行から3.4億リングの借款——張漢源副蔵相は豪、西独、英、加、米、ニュージーランドおよび国内(United Malayan Banking、アジア国際証券銀行)の29銀行と3億4500万リングにのぼる借款協定に調印した。大蔵省筋(7日)によれば、金利はロンドンの各行間の利率より1.625%高く、期限5年(2年間免除)。第2次5カ年計画に用いられる。

9日 ▶タイ首相来訪——タイのククリット首相が就任以来初めて来訪し、ラザクら政府首脳と会談した。11日に発表された共同声明は要旨次の通り。①大国が東南ア

諸国の再建・発展に更に重要な役割を果すよう要望する。②先進国の経済政策が当地域の経済建設に影響を及ぼさないよう望む。③東南ア全体の地域協力は益々拡大するであろう。④以上の目的を達成するため、当地の各国は旧来の恐れと偏見を捨て勇敢に新局面に対処すべきである。そのために首脳会談は有益であろう。⑤クアラルンプール宣言を支持し、当地を平和・自由・中立地帯として如何なる外国勢力の影響をも排除する。

▶Pernas Eng.、マラヤハタの最大株主に——国営企業公社 Pernas の子会社 Pernas Engineering は、マラヤハタ製鉄社の日本側5社(新日鉄、三井物産、三菱商事、日鉄鉱業、入丸)保有の424万株、International Finance Corporation(米系)保有の311万株、マ政府保有の431万株、計1166万株、額面2700万リンギを購入し、マラヤハタ最大の株主となった。新保有率は次の通り。

Pernas Eng.	30%
日本側5社	28%
MIDF(工業開発金融公社)	6.5%
その他国内企業、個人	17.5%
シンガポール人	18%

また新会長にはPernas グループ会長のTengku Datuk Shahriman b. Tengku Sulaiman が就任し、役員は日本側3名(2名減)、マ側9名となる。

▶民間部門労働者比率——ハムザ商工相によると、民間部門労働者人口調査の結果は次の通り。

華人	52.9%	インド人	12.4%
マレー人	33.6%	その他	0.3%
(調査対象計) 147,070人			

華人は管理職の約70%、中核的技術者の67%

12日 ▶Keningau 区サバ州議補選——R. M. Jasni(国民戦線)が無投票当選、社正党候補は届出用紙不備で失格。

14日 ▶Selangor 区下院補選——羅宝根議員(MCA)の死去(4月23日)に伴うセランゴール州 Selangor 区の下院補選結果は次の通り。

周宝琼 Rosemary Chong (45. MCA)	19,338
Idris b. Idris (32. DAP)	7,434
Ismail Man (36. 無)	481
無効	708
有権者数 4万5855、投票総数 2万7961、投票率 60.9%。74年総選挙での得票数は、	

MCA 1万6779、DAP 6908、Pekemas 4814。  
なお野党間では5月11日、選挙協定が成立していた。

18日 ▶保安隊員ら15人死亡——タイ・マ国境測量隊がケダ州 Kubang Pasu でゲリラの待伏せ攻撃を受け、護衛のマレーシア警察野戦隊員8名、タイ保安隊員4名

(一説には少なくも 7 名), マ側測量隊員 3 名が死亡, マ側軍 3 名, 測量隊員 3 名, タイ軍 3 名が負傷した。ガザリ内相(9日)によれば、襲撃したのはマ共革命派。この事件のため国境画定作業は当分中止された。

19日 ▶次期国王にクランタン州スルタン——ラザク首相は、「第101回統治者会議は、クランタン州スルタン(Tuanku Yahya Petra Ibni Al-Marhum Sultan Ibrahim 現副王)を第6期国王に、パハン州スルタン(Abu Bakar Ri'ayad'din Almutasin Shah)を同副王に任命することに同意した」と発表した。即位は9月21日。

▶マ共党员は2054人——タイとの国境委員会に出席したガザリ内相はバンコクで記者会見し、マラヤ共産党员の構成について次の数字を明らかにした。

マレーシア国籍	875人	タイ国籍	1177人
うち華人	732	うち華人	661
マレー人	107	マレー人	509
原住民	11	日本人	2
インド人	2		
マレー名の華人	23	総計	2054

ガザリ内相はまた、国境地帯で少なからざるゲリラが投降したこと、ゲリラ側では誰が投降した後再び陣営に戻ったかを知らないために(それを知っているのは当局のみ)恐怖にかられていること、を明らかにした。

21日 ▶Umno 大会開く——統一マレー国民組織第26回党大会が開かれ、①今後天然資源開発許可証の50%以上を原住民に与えるよう連邦・州政府に要請(これは20日の同党青年部大会決議でも採択)、②労働者への株の賦与、③学生管理の強化を教育省に要請、など6項目の決議を討論なしで採択した。大会ではまた代議員から「ガザリ内相は有効にゲリラに対処し得ていない」との非難が出され、中国共産党のマ共への祝電(4月30日参照)をめぐって対中関係再検討を求める意見も出された。これに対しラザク首相は「内相に全面的な信頼を寄せている。王幼平中国大使に『祝電は毛主席の確約にもとつておあり、このような行為が統ければ両国関係は冷却しよう』と警告した」と述べた。ラザク首相はまた、共産テロリスト撲滅のため「隣保制度」を近く実施する旨を明らかにした(9月10日参照)。

▶Umno 新役員——Umno 大会での新役員選挙の結果は次の通り(カッコ内は得票数)。無投票当選を含む新首脳についての資料参照。

副委員長 Ghafar Baba (838), Tengku Razaleigh (642), Mahathir (474)——以上当選。Dt. Harun (427), Tan Sri Syed Jaafar (374), Dt. Hamzah (209), Ghazali Jawi (164), Ghazali Shafie (106)。

最高評議員(得票順。当選者のみ)(22日投票)

Tengku Ahmad Rithauddeen, Dt. Musa Hitam, Dt. Hamzah Abu Samah, Dt. Sri Hj. Kamaruddin Isa, Dt. Wan Abdul Kadir Ismail, Tan Sri Hj. Othman Saat, Dt. Hj. Mustapha Jabar, Tan Sri Syed Nasir Ismail, Tan Sri Hj. Ghazali Jawi, Dt. Hj. Jaafar Hassan, Dt. Mansor Othman, Dt. Abdul Samad Idris, Tan Sri Ghazali Shafie, Hj. Mohd. Ya'acob, Dt. Syed Nahar Shahabuddin, Rafidah Aziz, Hj. Wan Mokhtar Ahmad, Dt. Mohd. Rahmat, Dt. Ali Hj. Ahmad, Hj. Abdul Ghani Ali.

▶第5次国際錫協定合意——ジュネーブで5週間にわたって開かれていた国際錫理事会において、第5次錫協定(76年7月1日発効)が合意を見た。内容は、現有の2万トンの緩衝在庫枠を2倍とすること(うちマ 1万7050トン)、価格帯については理事会が生産費、インフレ等を勘案して隨時決定すること、価格帯についてリンク建てを正式に承認、など。生産国は消費国も在庫購入資金(2万トン相当額)を拠出するよう要求したが容れられず、消費国は任意拠出となった。また会議は、輸出規制(総枠3.3万トン)を9月末まで続けることに合意した。

一方、商工省が11月6日発表したところによると、この協定には、76年7月1日から消費国も2万トンを在庫用に拠出することが謳われている。またアメリカのキッシンジャー国務長官は9月の国連総会で、同國もこの協定に参加する意向であることを明らかにした。

22日 ▶ゲリラ側の死傷者数——ガザリ内相は Umno 大会で、73年以来のゲリラ側の損失について次の数字を明らかにした。

	死者	捕虜	投降
西マ	50人	19人	14人
サラワク	110	89	678

なおマアムード前東マ軍司令官(少将)が1月10日に発表したところでは、74年のサラワクの数字は死者10人捕虜17人、投降11人。他に Sri Aman 作戦による投降340人。この結果ゲリラ数は900人から180人に減った。

27日 ▶シンガポール・ドルの銀行買入れ価格、初めて等価を上回る——この日の買値 100 シンガポール・ドル = 100.15 リンギ、売値 100.55 リンギ。

30日 ▶三井、ジョホールにパーム油工場——連邦土地開発庁 Felda、三井物産、旭電化工業(日本)はジョホール州にパーム・オイル精製工場(総工費2000万リンギ)を建設する協定に調印した。Felda は利益の66%を確保する。また Felda、三井物産は販売活動にもあたる。

▶北朝鮮の鄭成文初代駐マ大使、信任状提出。

7月

2日 ▶イナーに“マレーシア人民解放軍PALM”のビラ——3日発表。都市ゲリラの推進を謳う。

4日 ▶Seenivasagam 進歩党首死去——人民進歩党の S. P. Seenivasagam 委員長（イナー市長）が病氣のため死去した。59歳。党中央委は同日夜の緊急委員会で委員長代理に孔國日書記長を選出した。

5日 ▶MIC 年次党大会——マレーシア・インド人会議 MIC 第23回年次大会が開かれ、マニカヴァサガム委員長は反対分子への警戒を呼びかけた。役員選の結果、マ委員長が無投票で再選された（資料参照）。

6日 ▶マレー商工会議所総会——次の決議を採択（要点のみ）。

- 都市開発庁UDAは原住民と競合し、事業家に利用されている。政府機関と原住民商工業者との競合を調整するための委員会の設置を要求する。
- マレーシアで営業する外国企業は本部をマレーシアに移し、株の少くも30%以上を原住民に割当てる。
- 払込み資本金20万リンギ以下の原住民商人に、5年間の所得税免除。
- ラザレイ会長に「マレーシア経済の父」の称号を送る。一方、ラザレイ会長は会議の席上「マレーシア自身が国の資源を管理する時がきている。経済上の民族主義が会議所の新たな目標となろう。外国企業は人民の願望・必要に応えていない。企業がそうなら、今やマレーシアは外国の経済支配から自らを解放する」と語った。

7日 ▶国会開く——成立法案次の通り（18日閉会）。

(1) 雇用者積立金（修正）法（8月1日実施）

拠出率を使用者7%，雇用者6%に引上げ（現行各5%）。  
サバ、サラワク特別規制撤廃（月給500ドル以上の雇用者に拠出義務づけ）

(2) 73, 74, 75年追加予算

建築資材高騰に伴うもの。73年6万0705リンギ、74年1億4893万0550リンギ、75年8118万8970リンギ。

(3) ゴム価格安定法（資料参照）

(4) マレーシア通貨（リンギ）法

マレーシア通貨の呼称、略号をそれぞれ Ringgit (R.) , Sen (S) とするもの。

(5) マレーシア赤十字会（改名）法

赤十字会を赤月会（Red Crescent Society）と改称

(6) 國土規則（修正）法

連邦区への適用に関して当法を改正する権限を国王に付与

登録官又は地代収集官に地代を改定する権限を付与

(7) 大蔵省券（国内）（修正）法

大蔵省券法定限度額を15億リンギから20億リンギに引

上げる。

その他、Malayan Banking の政府保有株（約40%）のうち19.64%を Bank Bumiputra に譲渡し、B. Bumiputra はそれに相等する自社株を政府に提供する動議も採択された。

12日 ▶社正党第3回年次大会——13日まで。陳志勤委員長は野党間の協力を呼びかけた。民行党、サラワク国民党、祖国覚醒党代表が招かれて傍聴したが、人社党代表は招きに応じなかった（党役員は資料参照）。大会では、①政府が充分な記録がないことを理由に国内生れの公民を無視していることを遺憾とし、彼らが永住できるよう要求する、②政府に土地なき者に土地を与えるよう要求する、などを決議した。

15日 ▶サバ大衆団結党結成——サバ大衆団結党（Ber-satu Rayat Jelata Party. 略称 Berjaya）の結成が、同党委員長の Harris Salleh 州政府工業開発相（直前に辞任）によって発表された。同党首によれば、新党結成の意見は9カ月前に出され、国民戦線首脳との協議も行なわれた。また登録は7月12日。指導部には Chani Gilong 連邦運輸公共事業相、州議員（定数32）7名が加わっている。また同党首は、①Mustapha 州首相の乱脈運営によってサバの財政が危殆に瀕していること、②州政府の腐敗を調査するための委員会を設立するよう要求すること、③ムスターファ州首相は外国からの個人的借款が連邦政府に拒否されたので、マレーシアから離脱すべきだと主張したこと、④マレーシアにおけるサバの権益を擁護すること、⑤既に国民戦線に加入申請したこと、⑥次期州議選には全選挙区（48）に候補者立てること、を明らかにした。

一方、中東（？）にあったムスターファ州首相は急拠帰途につき、17日にペナンに立寄ってガザリ内相、ラーマン前首相と会談した後、18日にサバに帰着した。

16日 ▶連邦裁、范俊登議員の上告棄却——連邦裁は、煽動法違反に問われた范俊登下院議員（民行党）の上告を棄却し、高裁判決（罰金2000リンギまたは拘置6カ月）支持を言い渡した。上告の主要点は、既に同一事件について連邦裁が「高裁の有罪判決（71年5月11日）は無効」としている（71年9月16日）のだから、憲法7条の一事不再審の原則に反する、というものだったが、連邦裁はこの点について「一次判決は無効とされたので、事实上審理はなかったことになる。従って今回の高裁2次判決は有効」としている。なお、范議員は英枢密院に上告した。

▶リタウディン情報相訪ソ——貿易不均衡等について話合い。

18日 ▶外国34銀行から7500万米ドルの借款——政府は

C. マンハッタン銀行など欧米日、国内の34銀行との間で7500万米ドルの借款協定に調印した。国内開発計画にあてられ、償還期限は5年。

19日 ▶Asean 第2回商工会議所会議、KLで開催(～20日)——選別的貿易自由化、工業補完等について検討することを議決。

22日 ▶リタウディン情報相訪日、三木首相、宮沢外相と会談。インドシナ後の東南ア情勢、マラッカ海峡問題、祥和丸賠償(2300万リンギ)問題等討議。

23日 ▶Raub でゲリラ支持農民を強制移住——パハング州ラウブ県長は、保安規制区内の住民(280戸)を移住させると発表した。同区内では午後1時～翌朝6時までの外出禁止令が布かれている。ラザク首相は9月25日、同州ペントンで情況説明を受けた後「いくつかの新村の住民が不法開拓、不法耕作を行ない、共産ゲリラに食糧を供給していた。スンガイ嫩新村では住民がゲリラ残存分子のために拠点を作り上げていた。政府はこれら不法開拓地を取り上げ、食糧供給源を断った」と語った。

25日 ▶後進州開発の進捗——ラザク首相の発表によると、中央政府の認可した開発事業中後進州(パハング、マラッカ、トレングヌ、クランタン、サラワク、サバ、ブルリス、N.スンビラン)関係は次の通り。

71年	51件	16.8%	74年	123件	25.14%
72年	73	20.5	75年1～5月	154	
73年	118	24.9			

また設立認可企業の資本金は次の通り。

74年	7億5910万リンギ	
	うち原住民分	2億5071万リンギ(33.0%)
75年1～5月	1億8871万リンギ	
	うち原住民分	6090万リンギ(32.3%)

26日 ▶サラワク国民党大会(～27日)(資料参照)。

▶サバ2党と国民党の関係——国民党(BN)のガファール書記長が明らかにしたところによると、今年1月にサバ連盟党(SA)、UsnoはBNの規約改正案を拒否して「SA、UsnoがBNの一員たり得ないことは遺憾である」との書簡(1月7日付)を寄せた。ガファール書記長は私の修正案を提示(5月29日)し、7月第1週までに回答するよう求めたが、期限後の7月17日になって受諾する旨のSAの回答を得た。しかし修正案は私案であって、受諾が自動的にBN復帰につながるものではなく、BN最高理はまだこれについて決定を下していない(大衆団結党のBN加盟申請についても年末まで最終決定は発表されていない)。

27日 ▶フアド・サバ州首長辞任、大衆団結党加入を表明。28日には同党委員長に就任。

28日 ▶サバ新首長に Datuk Mohd. Indan——同氏は

州内 Tuaran 生れで53歳。63年以来 Usno 首席副委員長。64年以来州議員。

▶南ベトナム革命政府と大使級外交関係樹立て合意。

29日 ▶回教党21回大会開く——大会では、国民戦線における自党の地位について中央委が来年の大会までに報告書を作成することを決めた他、回教大学・回教教師訓練学院設立、学生の飲酒・ダンス禁止、婦人のヴェール着用、盗人に対する回教刑罰の採用等を政府に要求する旨決議した(大会は当初2月13日に開催される予定だったが、同12日にアスリ委員長の手術を理由に延期が発表されていた)(資料参照)。

31日 ▶総理府、官公庁の欠員補充中止を通達。

## 8月

2日 ▶Mara 長官に Tan Sri Abd. Aziz Yeop 下院議員任命(7月1日に遅及)。

4日 ▶朝鮮民主主義人民共和国の許淡(ホーダム)副総理兼外相來訪。

▶日本赤軍、米駐マ領事館を占拠。

6日 ▶初の専任外相任命——ラザク首相は内閣の小改組を発表した。それによると、独立以来初めて首相の外相兼任をやめ、Rithauddeen 現情報・外交担当特別相が外相に任命された。また Taib 総合計画相が情報相兼任となつたほか、サバでの任務に専念するため辞表を提出していた Zulkifli 副国防相の辞任が認められた。

8日 ▶馬華公会23回党大会——マレーシア華人公会第23回全国大会が開かれた。席上正式に委員長に任命された李三春労相は、①党規律を確立し、華人社会と党とを分断しようとする分子を排除する。②「大企業機構計画」(華人各方面から資本金1000万リンギを募り、政府機関等と合弁で企業活動を行なう)を推進する、③新しい党本部を建設する、④人種構成を反映させた徴兵制を実施するよう要求する、などを明らかにした。大会は、①第3次5ヵ年計画では非マレー人の資本金比率40%を確保すべきこと、②工業調整法実施を延期すること、③土地開発事業は人種構成を反映させるべきこと、等の政府への要望を決議した。

9日 ▶銀行金利引下げ——中央銀行は8日、9日から商業銀行預金金利および貸出金利を引下げると発表した。新旧金利は次の通り。

定期預金	旧	新	貸出金利	旧	新
1ヵ月	3.5%	3.5%	一般金利	9.0%	8.5%
3ヵ月	5.5	5.5	優遇金利	8.5	8.0
6ヵ月	6.0	6.0	貯蓄性預		
9ヵ月	7.0	6.5	金(上限)	6.0	5.5
12ヵ月	8.0	7.5			

▶南タイで警察隊基地襲撃さる——南タイ、ナコンシータマラート県チャワーン郡で共産ゲリラ200人が国境警察隊基地を襲撃して2時間交戦。警察側は死者10名、重傷9名。ゲリラ側は死者5名（タイ警察は8月19日、更に24名の墓を発見、と発表）。これより先6月28日にはスラータニー県の警察署がゲリラ100名に襲撃され警官5名負傷。更に9月7日にはスラータニー県知事一行が100名のゲリラに襲撃され3名死亡、16名負傷。9月20日には同県でタイ国境警察巡邏隊が150名のゲリラの待伏せ攻撃を受けて4名死亡、16名負傷（*New Straits Times* 22日によれば5名死亡、30名負傷）。

11日 ▶サバ州議会、州首相を信任——サバ州議会は、ムスターファ州首相信任動議を賛成30、反対5、欠席3で可決した（議員数は従来32名だったが、この発表では6名増員となっている。次期選挙から定員は48名となることが決まっており、州政府はそれまで漸次議員を任命してゆく考えのようだ）。州議会はまた、サバが現在保有している主権・自治の範囲内でマレーシアにおけるサバの地位を保証するよう連邦政府に求める動議、いかなる州も連邦から分離できないよう憲法に規定し、いかなる州の分離問題を取り上げることも禁止する立法措置をとるよう連邦政府に求める動議、ファド前州首長問責決議を採択した。

▶インドネシアとの身柄引渡し条約発効。

12日 ▶サバ州内閣改組（資料参照）。

19日 ▶マレー人建設請負業者——Mara の発表によるところ、西マの原住民建設請負業者は4329名で、うち97%がD～F級（入札額25万リンギ以下）、3%がA～C級（100万リンギ以下）だという。

24日 ▶人民進歩党大会——人民進歩党年次大会で孔国日委員長以下の新役員が選出された。一方委員長選に出たRayan前副委員長は、大会召集方法が不當であるとして投票を前に退場した。投票結果は孔340、Rayan 134。

26 ▶「国家記念碑」爆破さる——議事堂脇の「国家記念碑」が共産分子（少なくとも4人）によって一部爆破された。「革命の声」は「民族解放戦線によるもの」と発表。

28日 ▶上ペラで保安隊2人死——補給のためTapong要塞に向けてペラ河を航行中の警備艇がGrik付近でゲリラの砲撃を受け、保安隊員2名死亡、2名行方不明（30日発表）。Tapongでは9月3日に保安隊がゲリラと衝突して2人負傷、翌4日にはヘリコプターから降りようとした警察野戦部隊警長代理が地雷に触れて死亡。またGrikでは9月5日、反共集会の演壇近くに爆弾が仕掛けられ、自動車1台が小破。

▶UDA Merchant Bankers Bhd. 設立——UDA、滙豐銀行（Hongkong Shanghai Banking Corporation），

Anthony Gibbs (Overseas Investments) Ltd. (=英系)の合弁。授権資本金1000万リンギ、払込200万リンギ。証券銀行としては11番目。

30日 ▶ブルネイ前行政議員ら3名、マに亡命——9月14日にはKLでYassin Effandi ブルネイ人民党書記長、Othman 同党宣伝部長と会う。一方ブルネイのスルタンは10月12日、「近隣諸国はわが国の繁栄をねたみ、わが国に対する裏切者に亡命を認めている」と非難した。

## 9月

1日 ▶東西マでテレビ同時放映開始。

3日 ▶野戦警察本部爆破さる——KLの警察野戦部隊本部に青年2人が手榴弾4発を投げ込み、訓練中の隊員2人が死亡、52人が負傷した。「革命の声」放送は「マラヤ民族解放戦線によるもの」と発表。

▶サバ州首相辞意表明——サバのムスターファ州首相はUsno秘密特別会議（500名出席）の後、10月31日に辞任すること、Usnoおよびサバ連盟党首には留まること、を明らかにした。

▶シンガポール軍、ブルネイで演習——ブルネイ人民党のYassin 書記長はKLで、シンガポール軍がブルネイで訓練・演習を行なっていることを明らかにするとともに、これは解放運動抑圧に手をかすものだ、と非難した。人社党的カシム委員長（5日）、ハルン Umno青年部長（9日）、回教党青年部（22日）も同趣旨の声明を発表した。またラフマト副公社調整相も9日、ブルネイの独立運動を支持すると述べた。

4日 ▶ハムザ商工相東欧訪問——ハムザ商工相を団長とする貿易代表団が東欧諸国を訪問し、合弁企業への資本誘致、ゴムの直接直引等について話し合った。ハムザ団長が帰国際（28日）語ったところでは、東独へのバイナップル罐120万リンギ（年内）の輸出成約があったほか、東欧全体へのタイヤ輸出1500万リンギ増の話合いがついた。

6日 ▶武器不法所持に死刑——内務省は、テロ活動の活発化に伴い国内治安法第3章57条、59条を完全実施すると発表した。57条によれば、許可なく火器・爆発物を所持する者は、法廷で有罪が確定すれば死刑。また所持者と隊伍を組むか接近するかして公安を乱そうと圖るかあるいは既に乱したと思われる者は死刑もしくは終身刑。59条によれば、火器・爆発物を要求もしくは入手し、その結果公安を乱すか共産テロリストに（火器・爆発物）を供与することになると思われれば、有罪確定時に死刑。その他の物品だと終身刑。

▶なお国民戦線西マ5党第1回青年部会議（議長ハルン Umno青年部長）は5日、火器・爆発物不法所持者を死

刑とするよう政府に要求する決定を行なっている。

10日 ▶隣保制度実施——ラザク首相は1975年緊急（社会自助）条例 Emergency Essential (Community Self-Reliance) Regulations の発効を発表した。同条例は隣保制度の実施を定めている（資料参照）。

15日 ▶Province Wellesley で夜間外出禁止令。

16日 ▶国際錫理事会——国際錫理事会がロンドンで開かれ（19日まで）、①生産費の長期的研究を行なうこと、②輸出制限を延長すること（第4四半期の輸出量を3.5万トン、うちマレーシア1万5260トン）を決定した。なお第3四半期は3.3万トンだった。国際錫緩衝在庫協定によれば、理事長は在庫1万トン以上の時輸出制限を実施できる。

▶Umno青年部の武装要求、拒否さる——Abdul Samad副内相は、「Umno青年部による人民志願団（Rela）編成要求は認められないが、部員が個人として居住地志願団に加入することはできる」として、Umno青年部の要求（住民の過半数がUmno党員である地域では同青年部がRelaを設立する——ハルン青年部長の9月22日の談話）を拒否した。

18日 ▶捜査行き過ぎに反感——クアラルンプールで進行中の警察による捜査活動の行き過ぎについて与党各派に住民の苦情が多数寄せられたため、国民戦線KL区会（会長：李裕隆GRM副委員長）はこの日会議を開いて警察当局との会見を決めた。またMCA青年部代表は19日、Haniff警察長官と会い、公正な捜査の実施を要請した。またペラ州警察長官は10月4日、「『制服を着た軍警がイマー家宅捜索し、赤い布でも見つければ住人を共産テロリストとしてしまう』との噂があるが、そんな噂を信じてはならない」と呼びかけた。また馬駆駕下院議員（MCA、前ペナン州警察長官）は11月17日議会で、新村でのマ共同調査検挙にあたっては住民を人道的に扱うよう要請した。

21日 ▶新国王 Tuanku Yahya Petra Ibni Al-Marhum Sultan Ibrahim（クランタン州スルタン）即位。

24日 ▶マラヤ大（学生規律）条例公布（資料参照）。

25日 ▶李萊生上院議員（MCA）、イマー市長に——ガザリ州首相による任命。10月1日就任。

27日 ▶米ドル単独リンクを停止——フセイン副首相兼蔵相は、米ドルのみを仲介通貨とすることをやめ、マレーシアの主要貿易国の通貨（投機防止のため内訳は公表せず）を基準としてリンギの価値を定める、と発表した。同相によれば、①この措置はリンギと他の通貨の交換比率を安定させるためにとられた、②中央銀行は外為市場への介入を続け、その円滑な運用を助成する、③リンギと米ドルの相互変動は極めて当然である、④シンガポー

ル・ドルとの交換比率が悪いのはマ経済が弱体だからではない、⑤8月末の公的外貨準備は39億リンギで74年末と同水準、⑥外国通貨との交換比率は従来通り商業銀行が決定する。

▶民政党臨時大会開く——民政運動党全国大会がラザク首相等与党指導者を迎えてイマーで開かれた。席上林蒼佑委員長は次のように述べた。

新経済政策下で生み出された富は予期したように公平には分配されていない。新たな致富の機会（採掘権、許可証、株、会社役員委任、企業合併等）の大半が既に富んだ集団の手に帰している。

最近ラザレイ氏は、憲法156条にのっとってわが国経済を100%マレーシア人保有とするよう提唱したが、そうすればマレー人参加の目標は1980年にも実現しよう。90年までのマレー人参加30%は踏み石であって、最終目標はマレーシア人参加100%である。これは外国との合弁を妨害せず逆に促進するだろう。

ある種族の貧窮者が同種族の富裕者に加わって大企業を作れば、貧窮者は富裕になれる、と主張する者があるが、この排外主義的大企業は既富裕者を富ませるだけで、社会に不健康的な恐怖・緊張を生み出すだろう（8月8日参照）。

土地開発について見ると、2次計画中政府は10億4200万リンギを投じてわずか20万人の貧窮を救ったに過ぎない。今後は農民自身による開拓（協定組合方式で、少なくも30年の土地租借権を与える）を行なうのがよい。

また大会は、貧窮の境界を確定し貧窮者には特別の援助を与えること、原住民の経済参加援助を支持し、同時に国家経済の両極化と企業上の排外主義を防ぐよう政府に要求すること、等を決議した。

▶ペナンの経済状況——林蒼佑ペナン州首相は民政党大会でペナンの経済発展について次の数字を明らかにした。

	工場数	工場面積	拠込資本金
69年6月	15社	55エーカー	2255万リンギ
75年6月	98	653	2億8240万
	直接雇用数	ホテル室数	
69年6月	4500人	1450室	
75年6月	2万8157	2200	
	ホテル従業員のうちマレー人	製造業中のマレー人従業員	
68年	2.9%	15.7%	
74年	16.1	33.9	
	公共・民間11業種従業員のうちマレー人	非マレー人	
68年	7145人	1万5806人	
74年	2万2730	3万7221	

10月

2日 ▶中国の錫輸出急増——*New Straits Times*によれば、中国の最近の錫輸出量は次の通りで、価格に大きな影響を与えている。最大相手国はアメリカ。

72年	6,500トン	75年1~9月	11,000トン
73年	8,500	10~12月	8,000(予測)
74年	9,000		

4日 ▶1975年緊急(治安事件)条例、施行——(カディル法相10月2日発表。資料参照)。同法についてV.C. George弁護士会長、民行党林吉祥書記長等は、無実の者を有罪とする恐れがあり、基本的人権を侵害している、と批判し(3日)、Datuk Jeyaratnamペラ・ブルリス弁護士会長は、憲法の根幹に抵触しかねない、と述べた(4日)。また中華商会連合の許平等会長も、罪のない人に対しあんどん何の保護もなく、濫用を招く恐れがある、と語った(7日)。人民連合党の楊国斯書記長も、実施を再考するよう要求した(12日)。

10月13日に開かれた第3回マレーシア法律会議でも、①検察官に同法適用の判断を委せており濫用の危険がある、②被告が無罪を証明できる可能性はほとんどない、③検察側証人の信頼性を被告側が問題にすることが全く不可能、などの反対意見が賛成意見を上回ったという。

8日 ▶Umno青年部、教育省に覚書提出——Umno青年部のAbdullah Aziz教育主任は教育省に教育政策に関する覚書を提出した。同主任によれば主な内容は、①現教育政策を変える必要はない。教育省がその実施を遅らせていることに関心をもっている。②私立学校規制を強化すること。③ラーマン学院を政府が管理すること。これに対しMCA青年部の謝展政教育主任は、「ラーマン学院は理事会が管理しており、そこには政府代表6名がいる」と反論した。

10日 ▶ラザク首相、豪、ニュージーランド訪問——ラザク首相はニュージーランド(～15日)、オーストラリア(15～22日)訪問に出発した。ローリング・ニュージーランド首相との共同声明(14日)は、有効な協議・協力機関たる5カ国防衛協定への貢献を再確認、などを謳っている。15日ウィトラム豪首相と会談。16日同国との文化協定に調印。ウィトラム首相は15日の会談後、「ブルネイ人民が望みさえすればブルネイはマレーシアの一部たるべきだ」と談。ラザク首相は17日、「ブルネイの未来はブルネイ人民が決めること」、「マレーシアはパターワースの豪ミラージュ中隊の撤退を求める」、「チモールはポルトガルが解決すべき問題だが、隣国インドネシアが自身の安全を顧慮するのは当然」と談。首相は両国で連日マレーシア留学生等による民主化要求デモを見舞われた。このため政府は留学規制を強化する(両親が

留学中の行動、留学後の帰国を保障すること、教育省への登録の要、等)方針を決めた。またニュージーランド政府はマ学生への学資削減を発表した(24日)。

▶ガファール農相、中国、南北朝鮮訪問——ガファール農相は中国(10～13日)、17～24日)、朝鮮(13～17日)、韓国(24～11月5日)を訪問した。中国では華国鋒副首相、李強对外貿易相、沙風農相と会談(23日)。中国側はマ産原料(ゴム、ココア、木材等)買付け増の意向を表明。朝鮮では金日成主席と会談(16日)。金主席はマの対外政策(特に朝鮮の平和統一に対する)を称賛しラザク首相を招待。17日には貿易協定締結で合意。韓国では朴大統領と会談(28日)したほか、漁業協力を要請。帰国の際は3国大使が出迎え。

11日 ▶回教分離運動指導者、インタビューに応ず——バンコク・ポスト紙のPaisal Sricharatchanya社会部長はマレーシア国境附近でパタニ民族解放戦線NLFPのPor Yeh司令官(53歳)との初の会見に成功した。これを報じた15日付同紙によれば、Por Yeh司令官は次の点を明らかにした。

- パタニ(ソンクラの半分、ヤラ、ナラティワートをも含む)独立国樹立のために戦っている。
- 同地の回教徒は官憲の弾圧に苦しみ、解放戦線を支持している。
- Por Yeh自身は47年にジャングルに入り、解放運動を組織した。ゲリラは70年に組織され、71年から活動を始めた。
- 完全武装部隊は1万人おり、大部分はジャングルの基地に、他は町や村にいる。
- 71～75年に戦闘で400人の解放戦線員が死亡したが、政府側の死者はこの5倍である。ゲリラは近代的武器(M16、M79等)で装備されている。現在外国から武器供与は受けていないが、将来はあり得る。

13日 ▶技術移転に関するガイドライン発表する——国内パートナーの技術への支払い上限を合弁企業純販売額の2%とする等。

▶インドネシアと初の空軍合同演習(～19日)。

15日 ▶北ベトナムと大使館相互設置で合意。16日、Yusof Hitamを大使に選任。

▶クランタン州Kemubu附近で貨車爆破さる。

▶Asean石油会議Ascope設立に関するジャカルタ宣言、調印さる。第1回委員会は11月26日ペナンで。

19日 ▶日本からの投資鈍る——駐マ・日本大使館の発表によると、75年1～4月の日本の対マ投資は2000万リングギ、75財政年度(75.4～76.3)年間総額は6000万リングギになる見込み。これは73財政年度の3億1500万リングギ、74財政年度の1億2000万リングギに比べると激減で

ある。同筋によれば、マレーシアの投資法が最近厳しくなったので、日本資本は他の Asean 諸国に向う可能性がある。なお現在、日系企業は 200 社以上、投資総額 6 億 2500 万 リンギ。うち合弁 143 社、日本単独 20 社、支店 16 社、事務所 16 社、その他 5 社。業種別では製造業 136、貿易業 23、銀行・金融 15、建築 13。

20 日 ▶KL で初の北朝鮮商品見本市開く（～11月 3 日）。

24 日 ▶南タイで大包囲作戦——タイ政府筋の発表によれば、タイ軍はスラータニ県バナサーン郡で山間のゲリラ拠点を包囲攻撃している。また南部 3 県（ヤラ、パタニ、ナラーティワート）でも大規模な鎮圧作戦を行なっている。10月 7、8 日に国境附近（ヤラ）で 2 個の大キャンプ（収容能力、各 400 人）を発見した際、ゲリラに逃げられたため包囲を強化したもの。また *New Straits Times* 10月 8 日によれば、両国はベトナム周辺に軍 2 個大隊、警察 1 個中隊を投入して一大作戦を開始している。この作戦中、地雷によりタイ兵士 2 名死亡、4 名負傷（10月 10、11 日）。タイ軍側の発表（14 日）によると、キャンプで発見した文書には、都市地域に浸透して政府打倒を煽ること、既にベトナム附近に指揮拠点を設け、各戦略地点に工作網を張りめぐらして工作員を送り込んでいること、などが記されていたという。

27 日 ▶投資機会セミナー——工業開発庁 FIDA、銀行協会 ABM 共催の「マレーシアの投資機会に関する国際セミナー」が、18カ国 200 名の参加の下に 29 日迄開かれた。ラザク首相は開会演説で次のように述べた。

数ヵ月来、外国投資者の間でわが国の態度に対して不安の声が聞かれたが、政府は外資の重要な役割を認識している。石油産業に外資は必要であり、石油法は公正にかつマレーシアの投資環境に悪影響を与えないように実施されよう。他の経済部門は、通常の、確立された慣行の枠内で引き続き運営される。

28 日にはハムザ商工相が、外資参加ガイドラインを発表した（資料参照）。同商工相は 29 日の閉会演説で、投資事務促進のための閣僚委員会（ハムザ、ガザリ、李三春）を設置する旨を明らかにした。

▶内相、スパイ送り込みの事実を認む——ガザリ内相は上記セミナーで演説し、政府のスパイが（62 年以来）13 年間にわたってマ共内に入りこんでいたことを明らかにした。74 年 10 月に同内相は、マ共分裂の直接の原因として 70 年初のマ共中央の肅清指令（62 年以降加わった 12 歳以上の全員がスパイであり、処刑せよ）をあげている。

同内相はまた外交政策について、「大国間の相互抑制は必ずしも東南アにとて好ましいものではない。地域の他の条約・集団に対抗するため結成される如何なる安

保条約にも参加しない。ソ連のアジア集団安保はなお不明確で、更に説明を待っている」と語った。

#### ▶国会開く——

婚姻・離婚（修正）法：非回教徒は一夫一婦制とする。回教に改宗して 3 カ月後には回教婚姻法に則ることができる。

骨董品法、協同組合修正・拡大法、76 年予算等成立。

范俊登議員（DAP）の議員資格問題を特別委に附託する動議を可決（DAP 議員は退場。11月 4 日）。

林吉祥議員（DAP）提出の 1961 年汚職防止法修正案、1961 年教育法 21 条 2 項削除動議をそれぞれ 16：79、16：88 で否決（10 月 27 日）。

ムスターファ議員（前サバ州首相）の 11 月 6 日からの 1 年休暇を認む（10 月 29 日）。

29 日 ▶5 年間の登録企業数——ハムザ商工相が下院で明らかにしたところによると、70 年～75 年 9 月の登録企業は上場企業 170 社、うち 51 社は原住民企業。非上場株式会社は 1 万 4950 社、うち 2401 社は原住民企業。商業部門の事業登録は 14 万 3051 件、うち原住民 4 万 1388、原住民と非原住民の共同 4132 件。個人経営登録は 10 万 2218 件、うち原住民 2 万 9590 件。

31 日 ▶ムスターファ・サバ州首相辞任——月 3500 リンギの終身年金は断わり、住居、自動車、警備員等の提供は受ける。サバ連盟、統一サバ国民組織党首には留まる。後任州首相には 1 日、Mohd. Said 副州首相が昇格。新首相は 1926 年 Kota Belud 生れ。41 年公務員となる。63 年州議員に選出。また後任副州首相には Aliuddin（ムスターファ前州首相の弟）が任命された。

▶ハルン・セランゴール州首相、国連大使就任を要請されている旨を公表（Kinabalu Times 記者とのインタビューで）。

#### 11月——

2 日 ▶信用保証公社の貸付額——信用保証公社の Khalil Hassan 会長によると、同公社は成立（73 年）から 75 年 8 月末までに 2 億 6400 万 リンギ の貸付を認可し、うち 1 億 7000 万 リンギ は既に利用されている。認可の内訳は小商業 79%、小工業 11%、農業 10%。受惠者は 3 万 3200 人。金利は 9% から 8.5% に低下。

9 日 ▶パハン州のゲリラ対策——ラザク首相はクアンタンで、「新村民がゲリラを支持し続けるなら新地区に移住させ保安規制を行なう。Jerantut 県の少なくとも 2 新村でこの措置がとられよう」と語った。またパハン州特別警察部長が 4 日語ったところでは、69 年以降少なくとも 120 名の地元民が南タイでの訓練の後パハンに浸透した。保安隊はアカの手先から数千トンの米その他の食

糧を押収したという。

▶農業大学（学生規律）条例、公布。

10日 ▶陳志勤議員、Umno 青年部を非難——陳志勤議員（社正党）は下院の予算関連質問において次のように述べた。

民間投資の沈滞は Petronas、工業調整法、公務員縮めつけ等がもたらしたもので、国民戦線中のいわゆる知らざるところなき指導者の言動が投資者を外国に追いやってしまった。副首相は投資者に「我々を信ずるように」と呼びかけているが、信をとり戻すためには、権力狂の Umno 青年部が威嚇を以て成立させた政策を改めねばならない。

▶Petronas と Exxon、生産継続暫定協定に合意——Exxon の取り分は7.5%。Shell との生産分与暫定協定も併せ、マ側取り分は1日 200 万リンギ（1日11万ペレルとして計算）。Petronas は両社に開発資金を付与。

11日 ▶Asean 高級官僚会議——14日まで KL で、中立化案青写真最終草案（定義、侵犯への対抗措置等）、インドシナ諸国との関係等を討議。

▶Bintulu 液化ガス販売合弁企業設立に合意——ラザレイ Petronas 会長発表。Petronas (51%)、Shell、三菱商事の合弁。マ政府投資は20億リンギにのぼる予定。80/81年に生産開始。年産能力600万トン。

13日 ▶ペラ州警察長官古伝光 Datuk Koo Chong Kong、ゲリラに狙撃さる——14日病院で死亡。運転手兼護衛の楊炳章も死亡。古は大戦中人民抗日軍連絡将校。48年ゲリラへの復帰を拒否。52年以来サラワク警察の要職にあり、75年1月にペラ州に戻って現職に着くまでサラワク警察政治部主任。死後国王から Tan Sri を贈られた。なお15日にイポーで「イポー市民の声」名のビラ（マ共を非難し、他方行き過ぎた捜査を行なわないよう政府に要請）が撒かれた。また27日迄に容疑者232人が逮捕された。狙撃者はマ共 ML 派と言われる。

更に21日にはマラッカ州 Ujong Pasir で特別警察捜査員（華人）が身分不詳の2人に射殺された。22日までに容疑者49人が逮捕された。

15日 ▶ラザク・スハルト非公式会談——メダンで16日まで。共産党対策（国境での協力を共同防衛にまで高める問題）、国防協力を他の Asean 諸国に拡大する可能性、Asean 首脳会議等について討議。ラザク首相が帰国後（17日）語ったところでは、①防衛協議、合同軍事演習の増大、②共産テロリストとの闘いのため無制限の措置をとる、③ブルネイ独立に関する国連決議の共同提案国となる、④チモール問題ではインドネシアへの同調を保証、⑤ラザク首相が、首脳会議開催を渋るクリット首相を説得するため訪タイする、⑥群島理論を支持、等

について合意を見た。

17日 ▶国際錫協定生産国、錫理事会への2000万ポンド備蓄権限授与を決定。理事会財政委員会は18日、2000万ポンド借入れを承認。なお緩衝在庫基金は当初3000万ポンドで、75年に既に別に1600万ポンド借入れ、今回の措置で累計 6600 万ポンドになった。また緩衝在庫は3月末2893トン、6月末1万1830トン。

18日 ▶セランゴール州議会、ハルン州首相信任動議を採択——賛成29、民行党1、無所属1、及びハルン自身は欠席。22日には Umno 青年部全国執行評議会、同州青年部も信任決議採択。

▶「隣保原則」に合憲判決——民行党青年部宣伝局長 Madhavan Nair は、隣保原則=緊急（社会自助）条例は、そのもとになる69年第1号（緊急権力）条例が憲法150条2項に基づいておらず無効であるとの訴えを起していたが、KL 高裁はこの日、「1号条例原本は紛失したが、国王の署名を得ていることが確実であり有効である。従って隣保原則も合憲である」との判決を下した。

▶インドネシアと第6回国境会議——20日まで。イ側国防相、マ側内相が団長。20日の声明では、海軍共同行動で不良分子浸透阻止に成功、国境防共活動を更に強化、マ海峡の原油汚染防止のため共同行動をとる、等を謳う。

23日 ▶タイと国境委員会——24日の両国内相会談で武器流入防止のため国境地域での規制強化（検門所は午前6時～午後6時のみ開門）等を決定。

24日 ▶ハルン・セランゴール州首相起訴さる——国家調査局は、セランゴールのハルン州首相を22日に取調べた後、24日には16項目、現金のみでも総額102万5000リンギの汚職（収賄、党資金横領などで、期間は69年1月～74年7月）容疑で起訴した。同州首相は逮捕後容疑を總て否認し、10万リンギの保釈金で釈放された。この事態をめぐって Umno 青年部は29日に緊急会議を開き（代議員342名中279名出席）ハルン執行部信任、ハルン義捐基金（寄付目標5万リンギ弱）開設を全会一致で決めた。席上ハルン州首相は、①国連代表就任受諾には野党の言う6000万リンギの嫌疑を晴らすことが先決、②長期休暇をとり裁判に備える。その間 Hormat Rafei 州議員が州首相を代行する、③青年部を党内党としようとしたことはない、などの点を明らかにした。

一方 Umno 最高会議は30日に開かれ、ハルン州首相は同会議での決定に従って12月1日スルタンに長期休暇を申請（スルタンは1ヵ月を越えない休暇を許可）し、同8日から休暇にはいった。

26日 ▶Asean 経済閣僚会議——ジャカルタで28日まで。首脳会談の議題について合意。加盟国が協力し得る

分野を確定。自由貿易地帯を準備する過程で漸次関税障壁を低めることに原則的合意。しかし会議筋によれば、貿易自由化には国内工業保護など大きな障害のあることが露呈された。

27日 ▶スンガイ・プタニ附近で鉄道爆破さる。

▶サバ人民進歩統一機構結成——12月8日発表。臨時委員長は Richard Lee 前サバ統一行動党首。国民戦線加入は拒否さる。

28日 ▶Asean 商工会議所会議——マニラ。域内の全荷主に、極東運賃同盟との契約を打切るよう要請。将来は Asean を基礎とする海運同盟を設立すべき点で合意。貿易自由化、工業補完等に関する作業グループ設置、Asean 経営者フォーラム設立案に合意。

29日 ▶南タイで反政府運動激化——南タイのパタニ県サイブリ郡で29日に回教徒5名が軍人（と見られる）によって殺害されたことから、回教徒の反政府運動が激化した。12月にはいって、犯人の処罰とパタニ駐留3個大隊の撤退を要求してデモが繰り返された。同15日にはデモ集会に手榴弾が投げ込まれ、16名が死亡、13名が負傷した。一方チャチャイ外相は13日、パタニ統一解放組織 Pulo から、報復のため海外にいるタイ外交官を殺傷する旨の書簡を受け取ったことを明らかにした。同書簡はクランタンで投函されたものという。

## 12月

1日 ▶日系パーム・オイル工場、生産開始——丸紅(24%)、日本油脂(25%)、Pernas Engineering(51%)の合弁パーム・オイル一貫加工企業 M'sian Palm Oil Industry Bhd. (クランの Pandamaran 工業団地) が生産を開始した。81年には12万トンのパーム・オイル処理能力をもつ予定。5年契約で丸紅が生産物の90%を引受ける。

▶南タイ、ナコン・シータマラート県で待伏せ攻撃のため兵士6名死亡。11月半ばにもスラーターニ県で地雷のため兵士5名死亡、9名負傷。

2日 ▶林蒼佑ペナン州首相、3ヶ月の休暇——ペナンの林蒼佑州首相は肝臓病治療のため3ヶ月間の予定で香港（手術後イギリスへ）に向った。州首相代行は鄭耀林州行政議員。

4日 ▶工業開発実績——ハムザ商工相の発表によれば、工業開発実績は次の通り。

2次計画 71年～75年9月実績

認可事業（件）	1970
同投資総額(億リンギ)	18.5
同雇用創出(万)	10.8
また李三春労相の下院答弁（10日）によれば、2次計	

画中の全産業での雇用創出数は73年までに34.8万、74年12.8万、75年3.5万、計51.1万（当初計画では49.5万。修正計画では60万）。

▶東マの連邦への全面統合に関する閣僚委員会開く——ラザク主宰。副首相、内法、法相、官房長官、警察長官、サバ、サラワク州首席等出席。サバ・サラワクと連邦の警察、民事サービス（入国査証を含む）、法律制度の統合等を討議（同閣僚委は73年に設置）。クルアル・サバ州首席は6日、間もなく東西マレーの旅行にパスポートは不要となろう、と語った。

5日 ▶週刊 *Suara Rakyat* 22号、停刊処分に——同誌は9月20日創刊で発行部数4万。ハルン・セランゴール州首席をめぐる動きについて詳報した。なお4日には「ある種の匿名の手紙」（某高級官吏の汚職を告発したものと言われる）の出版・販売・所持が禁止された。また Umno 青年部は8日、S.R. 誌代金をハルン援護基金にあてるることを認可した。

8日 ▶国際銀行コンソーシアムから借款5億リンギ——Chase Manhattan・銀行など欧米アジア56行コンソーシアムは、マレーシアへの開発借款2億米ドル（5億リンギ）供与協定に調印した。半額は年内、残りは76年に供与され、償還期限は5年半、推定年利1.5%（7月18日参照）。

▶公営企業の原住民への投融資——（ラフマト副公社調整相の下院答弁による）。

公営企業全体では、これまでに原住民6万5228名に対し4億1540万リンギ貸付け。うち Mara は4万2056名に対し R. 2億3290万（創設以来の累計。現在は少額貸付のみ実施）、都市開発庁 UDA は店舗保有に R. 7340万投資、工業開発金融公社 MIDF は原住民企業に R. 5990万貸付け（他への貸付を含む総額では R. 4億9700万）、マ開銀は原住民・原住民企業に37件 R. 730万、信用保証公社 CGC は2万2851名に対する R. 1億1140万の貸付を保証。

▶国連、ブルネイ独立要求決議を採択——国連総会は、①ブルネイの自決と独立の権利を再確認し、②統治国たる英國に対し、国連監視下の早急な選挙の実施を要求し、③政党活動禁止を解除し、全政治亡命者の帰国を許可するよう要求する決議（マレーシア、インドネシア等の共同提案）を賛成119、反対0、保留12で可決した。表決の際イギリスは退席した。同決議は先に国連第4委員会でも 88:0:14 で可決されているが、その際シンガポールは Asean 唯一の非賛成国だった。なおブルネイ人民党のアザハリ委員長は4日、マレーシアが決議案の共同提案国になったことに感謝する旨の書簡をラザク首相に送った。

9日 ♦広州交易会の成約半減——Pernas の発表によれば、同公社を中心とする貿易代表団の広州秋季交易会での成約は2750万リンギ（春季は R. 4800万）で、うち軽工業製品 R. 700万。Pernas 自身の買付けは R. 80万（化学製品、食糧、原料、機械）。食糧は減少、化学製品・特に石油化学製品は増。中国からの直接輸入比率は71年50%，現在80%（うち半ばは Pernas の手になる）。

♦1年間に1万余人失業——李三春労組の国会答弁によれば、74年8月～75年10月の西マにおける解雇者数は1万0379人、うち電子工業2648人、紡織408人、木材1525人。

10日 ♦Mokhtar Hashim 副農相、副国防相に任命される（76年1月1日就任）。

♦サバ州議補選で Usno 压勝——大衆団結党（Berjaya）2議員の辞職（11月12日）に伴うサバ州議補選の結果は次の通り。

#### Labuan 区

Mohd. Omar Bledram (Usno)	3299
Dt. Harris Salleh (Berjaya)	2211
M. A. Rahman (Pekemas)	27

有権者数 6716。投票率 83.26%。

#### Kota Kinabatangan 区

Dt. Pengiran Digadong (Usno)	3148
Abdullah Hussein (Berjaya)	1853
Pinjaman Hasim (Pekemas)	58

有権者数 7435。投票率 68.54%。

なお、アド Berjaya 党首は11月12日、「2議員の辞表は、先の総選挙での立候補の際提出させられた日付のない書状を使われたものだ」と州政府を非難した。

♦国際錫理事会、輸出制限強化を発表——76年第1四半期3.2万トン（75年第4四半期は3.5万トン）、うちマレーシア1万3952トン（43.60%）。理事会は8～11日に開かれ、中国、ビルマへの錫輸出自肅要請等で合意。

♦共産地下幹部を逮捕——KL 市警察長の15日の発表によると、市内で10日共産地下組織高級幹部1名、13日民族解放戦線員6名を逮捕し、ソ共（ボリシェヴィキ）小史（1938年刊、75年5月24日華訳刊）、毛沢東選集等文書500冊余を押収した。

15日 ♦ムサ・一次産業相、中国に錫輸出抑制呼びかけ——中国は4月以来の輸出規制を受入れていないため、同相は第5回国際錫協定への中国の参加も要請。同相によれば、中国の輸出増により75年は供給過多となった。

17日 ♦ラザク首相、渡欧——ラザク首相は、1月半ばまでの「短期の休暇のため」（ムスターファ報道官）ヨーロッパに向った。突然の渡欧の理由は何ら発表されず、国内ではさまざまな臆測が流れたが、31日によく

く「パリ、ロンドンで診療を受けて帰国する」とのフェイン首相代理発表を行なった。しかしラザク首相は76年1月14日、ロンドンの病院で死去した。

19日 ♦Bank Bumiputra 設立10周年——ラザレイ会長によれば、設立40週年を迎えた同行の実績は次の通り。

65年～75年9月の貸付申請は2万6513件。認可2万2092件、うち原住民1万7124件、4億7300万リンギ。これは国内37銀行の原住民貸付の40%に当る。

	65年12月	現在
預金総額	3730万リンギ	9億以上
利益	20万	1090万（74年末）
従業員（現在）	1500名、うち85%が原住民。	

♦国会閉会——開会は10月27日。同日誌記載以後の成立法案次の通り。

#### 海外犯罪法

・検察官は、海外もしくは公海・上空でマレーシアの安全に危害を加えた公民・永住者を検事総長の承認の下に起訴できる。また公的機密法、煽動法に違反した在外公民・永住者も起訴できる。

#### 刑事（修正拡大）法

・国外で犯された国家への反逆罪は、国内で犯されたと同様に処理される（反逆罪とは国王もしくは国王と連合している権力に対して戦争を行なうこと、もしくはそれを企てること、または計画を隠蔽すること。國家の囚人、戦争捕虜をかくまうことを含む）。

・反逆罪を除き、20年を最高の“終身”刑とする。反逆罪の場合、“終身”は死に至るまでの投獄を意味する。

・責任年齢を7歳から10歳に引き上げ。

・修正刑法をサバ、サラワクにも拡大。

#### 裁判所（修正）法

・高裁、下級裁の裁判権を拡大して、マ籍船・航空機内で、国籍をもたずかつ永住者でない者が刑法及び海外犯罪法に違反した場合の審理を可能にする。

・刑事上、憲法上の案件での枢密院への提訴を廃止する。

#### 刑事訴訟（修正拡大）法

・現行の4刑事訴訟法（マ半島、ペナン・マラッカ、サバ、サラワク）をマ半島法に一本化。陪審制度が採用されるまで、東マでは立会人制 assessor system を維持。ペナン、マラッカの陪審をマ半島同様死刑相当罪に限定。

#### 政府借款（国内）（修正）法

・政府の国内借り入れ限度を72億リンギから150億リンギに引き上げ。

(注) 国外債務限度額を20億 リンギから30億 リンギに引上げる動議も可決された。

#### 所得税（修正）法

- 使用者は、2カ月もしくは1000 リンギ（いずれか多い方）までの賞与を免税で給付できる。

- 累進税率改定（予算演説参照）

#### 不動産利得税法（予算演説参照）

#### 地方政府法

- 地方政府選挙を廃止する。
- 地方政府を市議会と地方議会の2種とする。
- 地方当局に生活に係わる免許発給権、不動産評価権附与。

#### 土地収用（修正）法

- 政府の土地収用は市場価格で行ない、潜在的価値は評価しない。
- 通告発表に先立つ10年以内に隣接地でなされた開発・改善による市場価格の増加分は評価しない。
- 収用地に関して、通告発表前1年以内に発効した取引きは評価しない。
- 事業の営業権の損失は評価しない。

#### 町村計画法

- 地方政府は、開発事業を実施し、認可を得て州政府から貸付を得ることができる。開発地域を指定し、独立または民間との合弁で住宅その他の工業事業を実施できる。

その他、緊要（保安案件）条例の廃棄を求める林吉祥議員（民行党）の動議を否決（19日）。

また Nik Ahmad Kamil 下院議長は19日、次期国会から下院発言は特別の場合を除きすべてマレー語とする、と発表した。

22日 ▶教育法をサラワクに拡大——マハティル教育相の発表によれば、76年1月1日から国立・準国立小学校1年生のマレー語を必修科目化。77年には準国立小学校を国立小学校にし、小1ではマレー語を媒体語とする。

26日 ▶中華商会連合会臨時代表大会開く——規約改定により名称を「中華工商連合会」と改め、各加盟商会の代表数規制（4名）を廃止し、入会金、会費をそれぞれR. 400, R. 360（年）からR. 1000, R. 500に引上げ。許平等会長は工業調整法、正札表示通達反対を再び強調。

## 参考資料

1. 76年度予算演説
2. 75年に成立した主要法令
3. 工業調整法についての全国商工会議所の覚書
4. 連邦政府新閣僚
5. サバ州政府閣僚
6. 政党役員
7. マレーシア軍
8. 中国共産党中央委のマラヤ共産党創立45周年記念への祝電

### 1. 76年度予算演説（抄訳）

（フセイン・オン蔵相 11月6日）

#### 〔75年の経済〕

我々は景気後退とインフレの最悪の事態を首尾良く克服した。昨年11月12日の下院予算演説の際、マレーシアの経済成長率を実質で5%と見込んでいたが、今年1月6日の上院予算演説の時までに、総ての経済指標は、以前には予想されなかった、より長期で深刻な景気後退が見込まれることを示した。従って私は予測の修正を示唆し、わが国の経済は世界の景気後退の如何によっては、実質5%の成長率は不可能かもしれないし、ずっと低くなるかもしれない、と指摘した。最近の推計では、工業国経済成長は今年1.5%減少し、マレーシアの経済成長も悪影響を蒙った。わが国のGNPは実質で約1~2%成長し、実質GDPは約2.5%増加した、と見込まれる。これはかつて経験したうちでほとんど最低といつてもよい成長率である。しかし、わが国の経済実績は、マイナス成長を経験した、若干の最強国を含む他のほとんどの国の経済よりも良好であった。

消費者物価指数は75年全年で昨年の17.4%に比べ、7%の上昇が見込まれる。インフレのこの好ましい趨勢は、主としてわが国の反インフレ努力と国外のインフレ緩和によるものである。

しかし、工業国、従ってわが国の経済が全面的に回復するのに要する時間について、なお若干の不安がある。ほとんどのエコノミストは約6カ月かかると考えているが、76年末頃になって初めて全面的に回復するであろう、という意見の者もある。また、米国やその他の工業国により急速な経済回復が、インフレ圧力の復活をもたらすおそれもある。かくて、私の予算の基本的テーマは、経済・財政の変化と挑戦に迅速かつ効果的に対応しうるよう、慎重であり、 pragmatique であり、柔軟である、ということである。

政府支出については、より低所得の人々、殊に国内の

より開発の進んだ地域から遠く離れて生活している人々に直接恩恵をもたらすような、健全なプロジェクトと計画の適切な確定、準備、効率的な実施に一層重点がおかれるべきであろう。全ての人種の持たざる者が政府の全開発努力から一層直接的かつ大幅に恩恵を得るようにすることは、民間人を含めた我々総ての責任である。

75年予算は景気循環に対抗し、景気後退と闘い、しかもインフレを悪化させないことを意図した。公共部門支出は実質7%増加し、民間部門支出は実質約4%拡大するものと見込まれていた。しかし実際には、今や、政府部門の支出は実質で約9%増加したのに対し、民間部門は実質約5%減少したと見込まれている。

景気後退の予想外の深刻さは輸出に悪影響を及ぼし、輸出額は時価で約11%低下し、輸入額は時価で約6.5%の低下となった。かくて国際収支の商品貿易収支は近年初めて赤字となり、経常収支は12億8500万リンギの赤字となつたが、これは200億リンギを僅かに上回る75年GNP推計額の約6%に相当する。

政府は74年11月に金融緩和政策に着手し、引き続き75年2月、さらに5月と8月に金融政策を一層緩和した。金融面の措置は、金融拡大が国内の経済活動を刺激するに充分な強さを持ち、しかもインフレの恐れと待望を再燃させるほど強すぎることのないように方向付けられた。最近数カ月、民間部門への銀行信用は上昇し始めてきた。拡大的財政政策と相俟って、通貨供給は9月に年率12.1%で増加し、75年1~9月の年平均成長率は昨年同期の25.3%に対し7.4%となっている。

前述のとおり、75年の民間部門の実績は不十分なものであった。殊に民間投資は約5%低下し、約4%増加という予算の見込みを大幅に下回ったのであるから、遺憾なことであった。

貿易収支の初めての赤字は、わが国的主要輸出商品の急激な価格低下と、海外の引続き高い物価上昇率によるものである。サービス収支は約10億6000万リンギの赤字

が見込まれ、経常収支は74年の赤字8億4000万リンギに対し、約12億8500万リンギの赤字計上が見込まれている。しかし、経済と国際収支の基礎的な力は引き続き長期外資流入の誘因となっている。かくて多額の経常収支赤字は帳消しとなり、75年の基礎収支は、ほぼ均衡するか黒字になると見込まれる。短期資本と誤差脱漏を含めた総合収支は約1億リンギの赤字になると見られる。厳しい景気後退を考慮すれば、この国際収支の実績は満足なものである。公的外貨準備は75年末で約37億9000万リンギになると見られるが、これは約5カ月分の輸入に相当する。

#### (75年予算実績)

直接税税収は、74年の良好な経済実績を基礎に徴収される所得税の増収により、予算を約6000万リンギ、4%上回った。にもかかわらず、総歳入は75年予算から5500万リンギ、約1%減少し、48億1500万リンギとなろう。

歳出実績は50億リンギと見込まれ、当初予算を4億5000万リンギ、約5%上回った。この相違の主因は：

- ハルン貿易委員会答申の実施による1億リンギ。
- 公務員ボーナス1カ月分1億5000万リンギ。
- 国防支出1億2700万リンギ、教科書補助金2600万リンギ、ゴム価格安定化計画4000万リンギ。

75年経常収支は当初予算の3億3700万リンギの黒字に対し、1億3500万リンギの赤字になるものと思われる。

開発支出も予算を約2億3500万リンギ超過した。しかし、大蔵省は開発支出にはそれ程厳しくない方針をとり、より成長性のある生産的な開発プロジェクトにはさらに資金を供与しようとしたことを強調しておきたい。

#### (76年経済見通し)

76年の経済見通しは上期に好ましいものとなり、下期にさらに改善されるものと思われる。予備的な推計によれば、工業国は実質で2~6%の成長率を達成し、物価上昇も約9%を上回らないものと思われる。かくてわが国の輸出は実質で約9%，同じく輸入は約5%拡大するものと見込まれる。国際収支は75年と比べてずっと良好な実績をあげよう。ゴム価格はRSS 1でキロ当り約140セントの平均価格を想定するのが合理的であろう。

経済の漸次の回復により、民間部門はより積極的かつ拡大的役割を果たすであろう。しかし国際経済の見通しに未だに不安があるため、民間部門は投資計画作成にあたりなお警戒的であるかもしれない。政府の民間投資に対する政策に関する不安があることは理解している。従って、我々は民間投資を歓迎する、いな奨励するものであることを、明確に述べておきたい。

民間消費と投資はより急速な経済回復を推進しえないかもしれない。その場合、政府は経済回復過程を促進する点で、引き続き主導的な、景気循環に対抗する役割を果たさねばならないであろう。

#### [76年予算]

76年予算は、経済成長と雇用を促進するための拡大的役割を果たすよう調整され、同時に、財政の安定を維持するという等しく重要な必要性も留意されている。公共消費・投資はそれぞれ実質で7%と6%増加するよう計画されている。公共投資は、第3次計画の新開発プロジェクト・計画用の追加割当てを考慮すれば6%の水準を遙かに越えるものとなろう。

現行税率での76年予算の歳入は51億リンギが見込まれる。経常支出は53億4000万リンギに増加するものと見込まれるが、75年実績に対する増加分3億4000万リンギには予備基金への移転2億リンギが含まれる。かくて減債基金への通常の負担5000万リンギを調整したのち、現行税率での経常収支は1億9000万リンギの赤字が見込まれる。しかしこの赤字額には、以下の項目に対する予算措置は含まれていない。

- 76年予算を上回る治安・国防関係の追加支出。
- ボーナス1カ月分の支払い。
- 米補助金8800万リンギ、尿素肥料補助金5000万リンギを含む約1億8000万リンギの補助金。
- 新たなポストの創設。
- イブラヒム・アリ貿易委員会報告の実施。
- 現在76年予算に含まれていない、財政負担を伴う他の政策決定。

以上の項目について予算措置がなされれば赤字額はずっと大きなものとなろう。

開発支出は、第3次マレーシア計画の完成待ちになっており、暫定的なものである。従って総合赤字は暫定的に21億7500万リンギと見込まれるが、これは主として13億5000万リンギの国内借り入れと、約7億8500万リンギの国外プロジェクト・マーケット借り入れにより調達される。

#### [新税制]

##### 直接税

- 個人所得税の一部税率変更(カッコ内旧税率)：課税所得が1万5000万リンギを越える分5000万リンギまでに対し15% (23%)、2万リンギを越える分5000万リンギまでに対し30% (25%)、また7万5000万リンギを越える分に対し55% (50%)。変更は76査定年度より発効。増収分1000万リンギ。

- 不動産利得税：76年不動産利得税法を導入し、74年土地投機税法を廃止する。これにより、不動産、すなわち国内に所在する、建造物を含む土地、そのような土地内または地上の利権、選択売買権その他の権利の処分により発生する利得に対し、処分の時点が該不動産取得の日より2年以内の場合50%、3年目以内40%、4年目以内30%、5年目以内20%、6年目以降10%の税率で課税する。但し取引額5万リンギ未満のものは免税となる。75年11月7日以降の不動産処理による利得に対し課税する。増収分1000万リンギ。
- 遺産相続税：免税点を相続資産2万5000リンギから5万リンギに引き上げ、税率をより累進的なものとする。76年1月1日発効。増収分100万リンギ。
- ボーナス支払いへの控除：ボーナス支払いに関する使用者への課税控除限度額を、各雇用者の賃銀の12分の2または1000リンギのうち、どちらか大きい方とする。

#### 間接税

- 輸入税：生鮮・乾燥果実、保存果実への税率を25%ないし50%引き上げる。乗用車、オートバイに累進税率適用。楽器、蓄音機など25%から45%へ引き上げ。冷蔵庫、洗濯機などの電機器具への税率引き上げ。香水、化粧品、時計、貴石、宝石、皮革・毛皮製品など増税。以上の税率変更はペナン島に拡大される。増収分3800万リンギ。
- 課徴金：4%から5%へ引き上げ。増収分5000万リンギ。
- 内国消費税：国内組立て車への課税をより累進的なものとする。

以上の歳入上の措置による追加収入は1億0800万リンギとなり、76年の経常収支赤字は8200万リンギ、総合赤字は20億6500万リンギが見込まれる。

## 2. 75年に成立した主要法令

### A. 経済関係法令

#### (1) 労働関係（修正）法 Industrial Relations (Amendment) Act. (4月成立)

- 不当解雇についての「労相への提訴」を「労働省事務所 labour office への仲裁要請」に改める。仲裁が不調で労働者側の主張に汲むべき点がある場合、労相は労働法廷に付託。
- 労働協約についての労組提案に対し、使用者側は14日以内に回答し、その日から30日以内に交渉を開始することを義務づける。
- 組合の承認要求への会社側回答を21日（現行30日）以内とする。

#### (2) 石油開発（修正）法 Petroleum Development (Amt.) Act. (4月成立)

- Petronas の管轄対象を石油・石油化学製品の販売、流通にまで拡大（従来は加工・製造のみ）。業者は修正法実施後6カ国以内に認可申請が必要。
- Petronas に石油関連企業の経営株（重役・職員の任免に関する決定について1株500票の資格をもつ）を留保<sup>(注)</sup>。同株は発行日における取引所での普通株の市価で Petronas が購入。非上場企業の場合、首相の決める合理的な価格で購入。Petronas の購入株式は該企業の発行・払込み資本の1%以上。以後の発行では1%を留保。首相は Petronas への経営株売却を免除できる。
- 違反の場合、100万リンギ未満の罰金もしくは5年未満の懲役又は双方。
- 営業上の認可条件に違反した場合、10万リンギ未満の罰金もしくは5年未満の懲役又は双方。

<sup>(注)</sup> Abdullah Ahmad 副総理府相が4月17日上院での答弁で述べたところによると、国民经济にとって重要な戦略的な事業を行なっている石油会社のみ経営株を発行する必要があるという。

#### (3) 工業調整法 Industrial Coordination Act.

(4月成立)

- 製造業者は総て商工相の許可証を要す。許可証なき場合又は法に違反すると看做された場合、2000万リンギ未満の罰金又は6カ月未満の拘留。更に違反期間1日につき1000万リンギ未満の罰金。
- 許可申請書1部につき複数地点で製造する多種の品目（サービスを含む。以下同様）を書き込んでよいが、許可証は1部1製造所。
- 商工相は国家利益及び国内の秩序ある発展を考慮して許可証発給の是否を決める。発給の際商工相は適当な条件を附すことができる。（資料(3)-1 参照）
- 法発効時に既に製造業に従事している者は業務を継続できるが、1年内に商工相に許可証を申請せねばならない。
- 商工相は、製造業者が、①許可証上の条件を守らないか、②最早許可証に定めた製造活動に従事していないか、③申請の際虚偽の申し立てをした場合、許可証を取り消すことができる。
- 商工相の承認なく許可証を譲渡できない。
- 許可証上の品目・数量を商工相の承認なく変更したり、別製品を附加したりしてはならない。
- 商工相は書面を以っていずれかの官公吏に本項に定める権限を授けることができる。

当局は宣誓を経た書面情報に基づき、必要な尋問の後、いずれかの建造物内あるいは地方で本法もしくはいずれかの法に触れる製品、製造設備その他の物件が製造・隠匿・退蔵・放置されていると信ずる充分な理由があれば、執行人に検査令状を発することができる。執行

人は関係建造物又は地方に入って違法な製品・製造設備その他の物件を捜査・押収し、証拠書類を押収することができる。捜査令状を取得するまでの間に上記製品・製造設備その他の物件が移転されると信じられる場合、当該官吏は令状なく捜査できる。執行を妨害した者に対しては罰金 500 リンギもしくは拘留 6 カ月未満又は双方を課すことができる。

- 商工相の要求により、総ての製造業者は、同相もしくは同相に権限を授けられた官吏に、製造業活動資料を提出しなければならない。
- 商工相はいずれかの製造業活動について本法の全部又は一部の適用を免除することができる。

(注) 商工相の説明によると、資本金10万ドル以下、常勤従業員25人未満の企業には本法は適用されない。更に同相が7月14日 MCA 代表に語ったところでは、一旦交付された許可証は更新不要。

また商工相は10月28日、「許可証未取得企業は1990年までの長期計画を提出し、商工省の認可を得ねばならない。計画中にマレー人参加の形跡がなければ策定しなおさねばならない。72年1月1日に実施した条件に基づいて認可した企業に対しては、商工省は条件を変更しようとはしていないが、この条件では90年規定を実現できない。従って組み替え提案を歓迎する」と語っている。

### (3)-1 許可証交付条件(注)

- (1) 工場立地には州当局もしくは関係当局の認可を要す。
- (2) 原則的認可取得後 6 カ月以内に工場建設を始めなければ、許可証を撤回する。
- (3) 生産開始日の定義は68年投資奨励法 9 条による。
- (4) 企業の株式は、原住民30%を含め、総てマレーシア公民が購入・所持せねばならない。株式発行は商工省に事前に諮らねばならない。
- (5) 企業が株式の一般公募を認められた場合、資本構成・資産再評価・信用(=商誉)・利潤又は準備金の継続投資・株式の発行方法と原則、の総てについて商工省の認可を得なければならない。
- (6) 非マレーシア人のもつ原本株式は、商工省の認可前には譲渡できない。
- (7) 企業はできるだけマレーシア人を役員にしなければならず、合弁の場合には役員会は資本構成を反映せねばならない。役員の任命・変更は、事前に商工省に諮らねばならない。
- (8) 企業はマ公民を各級職務(管理職を含む)に採用・訓練せねばならず、職員構成に人口の多種族的本質を反映させねばならない。
- (9) 企業は最新かつ最も効率的な機械・設備を備えねばならない。設備・機械の増減等、雇用数・生産量に何らかの変化をもたらす措置については、商工省に諮らねばならない。

(10) 企業は74年環境法を守り、機械・装置等適当な措置をとって、空気・水の汚染、騒音を防止せねばならない。

(11) 企業は、認可済み計画の数量を下回らないように、できるだけ多くの国産原料・部品を用いねばならない。

(12) 企業は、国内企業、特に原住民企業の役務提供を優先的に利用せねばならず、選択の場合、商工省に諮らねばならない。

(13) 商工省の書面による認可前には、企業は、操業・技術の提供及び援助・特許・専有権・役務(外人招請を含む)に関する支出、販売契約をなしてはならない。

(14) 製品は、商工省、規準局の水準にかなうものでなければならない。

(15) 製品を輸出する場合、企業は、外国の合弁パートナー、許可証保持者又は技術提供者の規制を受けてはならない。

(16) 国内での販売価格は、同等の輸入品の C.I.F. 価格を上回ってはならない。商工省の書面による認可を得る前には、企業は製品価格を引上げてはならない。

(17) 製品を国内で販売する場合、少なくも30%は原住民卸売商の手を経由せねばならず、卸売商任命にあたっては商工省に諮らねばならない。

(18) 企業が製品を輸出する場合、商工省は必要な際に国内販売比率を定める権利をもつ。

[注] 中華商会連合会経済季報創刊号および中国報76年1月1日による。

### (3)-2 工業調整法 1975 による資本参加のガイドライン (ハムザ商工相10月28日発表)

• 新規の輸入代替産業は 100% のマレーシア人(以下マと略称)所有。

◦ 実質的に国内市場向けで、殊に同様なプロジェクトと技術が既に国内に存する場合、100%マ。

◦ 国内の技術が充分に開発されておらず、利用し得ない場合、外資30%まで。

• 新規の輸出志向型産業

◦ 実質的に輸入部品を使用する一方、製品の80%以上を輸出する産業、外資51~70%

◦ 100%輸出志向。外資100%まで。

◦ 潤滑しない国内原材料を使用する産業。マ45~70%

◦ 潤滑する国内原材料を使用する産業。外資 30%まで。但し場合によっては、規定の合意期間内に減らすという条件のもとに、当初35~40%を保有できる。

• 既存製造企業

1. 商工省の認可を受けずに設立された企業

◦ 90年までに70%マ所有(30%原住民所有を含む)という政府計画に応じる長期計画の提出が必要。

- ここで対象は外資所有・支配であれマ所有・支配会社であれ、実質的な原住民参加のない企業。
- これによる再編の結果、これらの企業は、現在の資本参加ガイドラインにより認可された輸入代替産業と同列に置かれるに過ぎない。
- 政府はまた、雇用、訓練、製品流通、専門職の利用の問題について、適当な条件を課すことになる。
- 政府は、雇用政策を守るため労働者を解雇すること、直ちに現存流通網を変化させることは期待しない。

### 2. 72年1月1日以前に認可された企業

90年までに如何にして新経済政策に応ずるかに関する提案を提出せねばならない。合意を見た提案が、新たな資本参加条件となる。

### 3. 72年1月1日以後に認可された企業

○資本参加条件は90年までは延長されないが、政府は認可の際規定された条件は変更しない。再編成案は歓迎する。

○80%以上の輸出志向産業は、認可状に規定されているような現在の資本参加構成を維持してよい。しかし追加投資又は新製品の導入に係わる拡張は新規の製造業活動と看做され、新経済政策の資本参加ガイドラインの適用を受ける。拡張のための投資の再構成は、最低30%の原住民参加を含まねばならない。より大きなマの参加を歓迎する。また、特殊な場合には、現在認可済みの資本参加条件を留保することを認める。

○現在の操業を破壊するような新たな条件は課さない。しかし現在の政策と期待に合致させるため、必要な場合には、雇用の人種均衡、訓練、流通、専門職の利用に関して追加条件を課す。またこれに関連して、品質、品質水準、価格、機械類、汚染防止措置、国内原材料の使用に関して、新たな条件が課される。企業は技術的に可能であれば速かにこの条件に応じねばならない。

○政府は外国投資家の工業化における役割を認識しており、製造企業を接収したり固有化したりはしない。

### (4) ゴム価格安定法 Rubber Price

Stabilization Act. (7月成立)

- ゴム価格安定のため一次産業相を議長とする協議会を設ける。
- 政府はゴム緩衝在庫をもつことができ、また一次産業相はゴム商に備蓄を命令することができる。
- ゴム緩衝在庫について一次産業相に外国との協約権を与える。

(注) 同法についてマレーシア・ゴム商総会は7月5日、ゴム商の備蓄制度への巨額の拠出を長期にわたって義務づけるものであるとし、改善を要求した。一方梁祺祥副一次産業相は7月28日、「全国1800ゴム商のうち、備蓄せねばならぬのは124の大手のみで、このうち5社で46%を占める」と語った。

## B. 治安関係法令

### (1) 1975年緊急(社会自助)条例

Emergency Essential (Community Self-Reliance) Regulations 1975

(9月10日実施)

①首相は公務員の中から隣保計画監査・同代理、主任・同代理その他委員を任命。②主任その他の委員は逮捕、犯罪調査、起訴、家宅捜査、尋問、資料押収等の権限をもつ。③首相は当条例下で必要な命令を下すことができる。④主任は隣保計画実施区を指定できる。指定後15歳以上の居住者は10日以内に証書を提出する。⑤主任は居住者の中から地区委員を任命する。任命を受諾しない者は本条例違反と看做す。⑥委員会は誰からでも非法活動についての情報提供を求めることができる。⑦委員会は少なくも14日に1回会議を開く。⑧本条例施行のため隣保計画信託基金を設ける。⑨主任は委員会での討論の後、区内の「住民単位」を指定し、その責任者を任命できる。⑩委員会は少くも有資格者(18~55歳の男子)2名の常駐する区駐在所を設営しなければならない。⑪区内に深夜0時から5時までにはいる者は駐在員に報告せねばならない。⑫有資格住民は総て交代で巡回に参加せねばならない。巡回は24時間行ない、1人1回4時間以下、1月2回以下とする。⑬巡回者には警官と同じ権限を与える。⑭住民が雇用者の場合、巡回時には使用者は休暇を与えねばならない。⑮住民は区内の違法行為又は経済的・社会的・道徳的破壊行為について区責任者又は委員会又は主任に報告せねばならない。家族内に不法行為をする者もしくはその準備をする者があっても報告しない場合は本法違反である。⑯本法に違反した場合、1万リンギ以下の罰金もしくは拘留(期限は別に定める)。

(注) なおこの制度は既に8月29日KLの一部で実施されており、年内に多数の市区と若干の農村区で実施の予定。12月30日現在57区100万余人が参加。

### (2) 1975年緊要(治安事件)条例

Essential (Security Cases) Regulations

(10月4日実施)

○国内治安法による全犯罪(武器不法所持、テロリストへの物品供与を含む)および法相が適当と判定するその他の全ての犯罪(警察署放火等)は本法で裁かれる<sup>(1)</sup>。

- 本法は施行前の犯罪にも適用される。
- 本法は未成年者にも適用される。
- 容疑者は逮捕状なく逮捕できる。逮捕後24時間内に出廷させるという憲法の規定は適用されず、警察は容疑者を1週間まで拘留でき、その後検察官の承認を得て更に60日間拘留できる。
- 被告は最終判決まで保釈されない<sup>(2)</sup>。
- 容疑者の潜伏によって取調べが難行した場合、法廷はその容疑者の財産没収を宣告できる。
- 高裁の場合、下級審の必要はなく、起訴のみにより収監される。収監について被告に陳述、証拠は提示されない。
- 審理は単独の判事が行ない、陪審員、陪席判事はおかない。合同審理規定は適用されない。
- 法廷は、論告終了後、被告側の弁論を要求し、全証拠に基づいて判決を下すものとする。
- 檢察側に有罪の举証責任はなく、被告側に無罪の举証責任がある。
- 証人は被告のいない場所でカメラによって証言をなし得る。被告のいる場所で証言がカメラによってなされる場合、証人は覆面又は頭巾を着用できる。証人の身分を明らかにするような質問には答えなくてよい<sup>(3)</sup>。
- 証人がカメラによって証言する場合、証人はカメラ、のぞき穴その他で被告を確認してよい。
- 供述書による証拠の場合、被告側は反対尋問できないが、反対供述書を提出できる。検察側はこれに応えて別の供述書を提出できる。
- 警察官による身許確認は、補足証拠なく採用し得る。
- 火器、爆発物に関する事件では、火器・爆発物の実効性は問題でない。
- 物品の押収によって得た情報、郵送・通信によって送られた伝言、匿名で警察又は役人に与えられた情報は総て採用し得る<sup>(4)</sup>。
- 一度本法を犯した者には、二度と犯さないような措置を講ずる。
- 判決は“最大限判決”とせねばならない（たとえば、死刑か終身刑があつてはまる場合、判決は死刑でなければならぬ）<sup>(5)</sup>。
- 被告は、3カ月拘留以上の判決を受ければ、高裁に控告でき、1年拘留以上の判決を受ければ連邦裁に上告できる。検察側も控告、上告できる<sup>(6)</sup>。
- 最高法廷は連邦裁で、枢密院への提訴はできない。赦免権は国王のみがもつ。
- 首相は本条例の効果的施行のため法令を制定する権限をもつ。

（注） カディル法相が10月8日明らかにしたところによる

と、救済措置として、ラザク首相を長とし4閣僚を委員とする特赦委員会 Special Pardons Board を設置する。同委は特赦、刑執行猶予・延期を国王に勧告する。また被告は控訴院 appeal panel にも提訴できる。

以下は11月4日付官報による改正点。

- (1) Firearms (Increased Penalties) Act 1971違反、副検事の認定する他の違反には適用されない。適用対象は、1960年国内治安法の定める6項目の違反、検事総長の認定する違反のみ。
- (2) 死刑あるいは終身判決を伴う違反以外は、法廷の判断により保釈を認める。
- (3) 総ての証言は、被告人と弁護人の面前でなされねばならない。特に法廷が認める場合、被告に見られずに証言をなし得る。
- (4) 仮開証拠は法廷の裁量によってのみ認められる。
- (5) 判決にあたり、法廷の裁量権が復活される。
- (6) 総ての事件で被告は、地裁の場合高裁へ、高裁の場合連邦裁へ上訴できる。

### （3）大学・学院（修正）法 Universities and University Colleges (Amt.) Act

（4月8日下院通過。採決時に民行党9名は退席）

- 学生の刑事犯が確定すれば除籍。係争中は構内への立ち入り禁止。

- 制限法令もしくは国内治安法令下の拘留者は停学とし、構内立ち入り禁止。

- 学生・学生団体の労組・政党への加入禁止。政党・労組・不法団体への支持もしくは同調表明の禁止。

以上の違反者には罰金1000リンギまたは拘留半年もしくは双方。

- 学長は国王が任命（従来は university court が決定）。国王は評議会と協議して副学長を任命。正副学部長は副学長が任命（従来は選挙）。

### （4）1975年マラヤ大学（学生規律）条例

The University of Malaya (Discipline of Students) Rules

（9月24日公布）

学生は大学の名声、利益、秩序、安全、風紀を傷つけたり、職員に危害を加えたりしてはならない。試験・授業、その他のボイコットを煽動したりそれに参加したりしてはならない。

授業、研究、調査、大学命令による行政上の業務・活動を破壊・妨害してはならない。事前の許可又は合理的理由なしに講義を欠席してはならない。副学長の事前の承認なしに構内に5人以上の集会を組織・開催してはならない。副学長の事前の許可なしに拡声器、旗、立て看板、プラカード等を所持、使用してはならない。

夜12時以降寄宿生は寄宿舎を離れてはならず、非寄宿生は寄宿舎にいてはならない。文書の出版には副学長の承認を要す。団体は大学当局の承認を要す。違反者は200リンギ以下の罰金、停学もしくは除籍、もしくは戒告。

（注）本条例に基づき25日までに約30団体を認可、60余団体

が非認可で解散。マ大学生会は学生代表理事会にとって代られた。

また10月4日にはクバンサアン大学（学生規律）条例 1975, Universiti Kebangsaan Malaysia (Discipline of Students) Rules 1975 が公布された。

### 3. 工業調整法についての全国商工会議所の覚書き

#### 序 言

(8月4日)

- この覚書きの目的は、商工相に対して、全国商工会議所を構成する各組織の工業調整法に対する全般的な反響を述べ、同法の各部分の欠陥を指摘し、実施時に遭遇するおそれのある実際上の困難を指摘することである。
- また、商工相が5月13日付けのマレーシア製造業者連合会宛ての書翰の中で列挙している認可条件にも言及する。
- この覚書きの提示する見解と問題が政府の同情と考慮を得、提案に基づく方法が進められれば、民間産業界の恐れと憂慮は大幅に軽減されよう。

#### 全般的見解

- 民間産業界に、第2・3次マレーシア計画に既に定められた速度に合わせて工業発展を推進することが期待されている以上、政府も国内、国外の企業家に対して、有利な投資環境を持続し、維持しなければならない。政府が何らかの規制を行ない、同法の目標を達成せねばならないことは了解しているが、過度の規制が逆効果を招くのは明らかであろう。政府は、民間産業界に対する規制と奨励・柔軟な措置との間の平衡を保たなければならぬ。
- 政府は大企業の生産能力について、その活動を拡大すべきか縮小すべきか、全般的な結論を出すことはできるが、何千という小企業の分野に対して同一の結論を下すのは極めて困難である。工業と消費者の利益のため、政府は自由企業制度を維持しなければならない。自由企業の社会では、政府の工業に対する規制が少ないと、投資環境はますます良好なものとなる。政府は高度の柔軟さと選択性をもつ態度を採り、どの種の工業に規制と調整を加えるか査定すべきである。

- 現在の同法の規定と、許可証発行の条件によれば、商業機構の一貫した決定権の大部分が商工相と政府機関の手に与えられる。このような情況では工業家がその企業を管理する権利は剝奪されよう。高度に競争的な社会で生存の機会を持つためには、工業家はこの権利を保持しなければならない。政府が何らかの不適当な束縛を加えることは、国家全体の経済的利益を損うこととなる。

- 政府は何度か、製造業者に海外に市場を求める必要があると注意を促した。商工会議所は、政府が輸出促進

の努力を含む多くの奨励措置を実施していることを充分承知しており、歓迎している。奨励措置のほか、輸出意向工業は相当自由な環境で生産を続けて初めて、同じ製品を生産するその他の国と競合できる。政府は、この種の工業の輸出促進努力が、工業調整法の施行により無駄にならないようにしなければならない。

#### 条文について

- 商工会議所は工業調整法の条文を慎重に検討し、同法実施時に引起される実際上の困難を避けるため、修正案を提出する。

##### (1) 第2条——定義

製造業活動……同法の定義は広過ぎて曖昧であり、解釈の問題を生ずる可能性がある。

製品……製造業者が海外の需要に基づいて、充分に柔軟な範囲で必要な製品を製造するのに都合がよいように、製品の定義は余り限定すべきではない。

上述の困難を克服するため、政府と民間企業の専門家により特別委員会を組織して、それぞれの関係分野の定義を処理するよう提案する。

##### (2) 許可証

###### (a) 第5条、既存製造業者について。

商工相は「新経済政策を守れば総ての既存企業が許可証を与えられよう」と保証した。商工会議所は、「既存製造業者は更新の必要のない許可証を自動的に与えられよう」との商工相の後の保証に感謝する。異なった情況下で投資を進めて来た製造業者が、以前と全く異なる条件を守ることは極めて困難である。

(b) 新規製造企業について。許可証は毎年更新する必要があるか否か明らかにして欲しい。

###### (3) 第7条。許可証の譲渡・変更について。

この項は規制が多過ぎ、製造企業が通常業務を独自に決定できるよう、多くの点で修正の要がある。①項の譲渡制限は、工場の価値を下げ、譲渡拒否は工場の販売価格をゼロにするだろう。譲渡の商談は秘密を保持せねばならず、譲渡認可を漏らしたり延期したりすることは業主にとって著しく不利である。この面には、商談の両当事者以外は介入すべきでない。

ある業主が死んだ場合、被譲渡者は、引き継ぎ許可条件を守ろうと願っても、引き継いだ業務を続けることができない。このような情況下では譲渡は自動的たるべきであり、かつそれを条文に明記すべきである。

②、③項では、製造業者は商工相の認可がない限り、規定されたどんな製造業活動も停止できない、としている。製造業ではこのような局面はよくあることであり、大臣の認可前に損失を蒙ることになりかねない。また製造業者は常に、製品の大小・形状・味・包装等を変えて

客の要求その他に応える必要がある。それ故、政府はこの面の調整・変更には不必要な規制をすべきではなく、重大な変更についてだけ制限を課すべきである。この区分を条文中に明らかにし、誤解・疑惑を避けるべきである。

(4) 第8条、他の法律の順守。

製造業者は、政方政府の許可証を取る外、中央政府の法律（68年投資奨励法、74年石油開発法、75年工業調整法など）を守らねばならない。規定が多ければ重複も多くなり、大きな不便と混乱を招く。政府は法律手続きを統一し、混乱を避けるべきである。

(5) 第10条、資料提示。

政府は、民間企業間の競争に鑑みて、製造業者の提供する資料を法令のために使用する外は秘密にすべきである。

認可条件について（資料(3)-1 参照）

9. 大臣が認可条件を製造業者連合会長に示したことに対し、本会は深い感謝の意を表わす。この条件は創始産業の地位及び68年投資奨励法下の実施条件とさして変わらないようだ。いずれにせよ、その中の一部の条件は守り難い。当局は以下の点を配慮されたい。

条項(1)～(6)は、投資奨励を享受している合弁企業にのみ適用すべきである。

(7)について。基本的には、いずれの企業主も自ら役員会を任命している。それ故、投資奨励を享受していない企業では企業主がこの権利を留保すべきである。

(9)について。いずれの企業も、最新かつ最も効率的な設備をもつことを望んでいるが、政府はこの条項の実施に当っては次の点を考慮すべきである。

(a)最新機械は国産原料加工に必ずしも適合しない。例えば国産果物加工。

(b)最新機械は往々にしてわずかな労働者しか必要とせず、従って、より多くの雇用機会を創出するという政策と矛盾する。

(c)最新輸入機械ばかりを購入すると、国内に適した機械・部品を製造しているいくつかの工業に打撃を与える。

(d)一部最新機械は大企業に適するのみで、わが国の市場から見て非実際的であり浪費である。

(e)企業家は総て小から起って次第に発展するものである。

(f)最新機械を扱う技術者も不足している。

(g)空気汚染、騒音については74年環境法があり、重複の必要はない。

(10)について。現在原料価格、生産経費は極めて不安定であり、製品価格凍結は非実際的である。

## 10. 工業調整諮問委員会

第2次5カ年計画中間報告中にある目標（90年にはGNP中製造業35%、他方農業は23%）を実現するため、政府・民間は等しく重要な役割を担わねばならない。それ故、『工業調整諮問委員会』の設置を条文に明記すべきだと考える。同委員会は、政府・民間産業界代表で構成され、工業調整に関する計画・実施方法を商工相に提言する。これによって政府は、許可証の発行・取消し、認可条件の適用、12条に定める最後の決定の前に、民間産業界から関連知識・経験・営業常識を得ることができよう。

政府の通常作る統計資料は必ずしも或る工業の真実の情況を反映していない。民間産業界の詳細な情報を得て初めて、正しい決定ができる。上記の委員会設立によって、政府と民間企業家の協議は強力な意義あるものとなる。

### 結論

本会議所は商工相に、民間産業界の本法への憂慮と当面する問題を伝える責任を有する。この見解と提言の主旨は、政府を援けて本法の定める目標を達成することにある。

## 4. 連邦政府閣僚

（74年と変わったもののみ）

国防相 Tun Abdul Razak 首相の兼任

外相 Tengku Ahmad Rithauddeen<sup>(1)</sup> (UMNO)

総合計画・社会経済研究相兼情報・特別任務相

Datuk Hj. Taib Mahmud<sup>(2)</sup> (PBB)

副国防相 Mokhtar Hashim<sup>(3)</sup> (UMNO)

(1) 8月6日就任。従来は情報・外交特別任務相。

(2) 8月6日兼任に。従来は総合計画・社会経済研究相のみ。

(3) 76年1月1日就任(75年12月10日発表)。従来は副農業・農村開発相。Dzulkifli 前副国防相は8月6日辞任。

76年1月14日 Razak 首相死去。同15日 Hussein Onn 副首相が首相に就任。

## 5. サバ州政府閣僚

州首相 Tan Sri Hj. Mohd. Said b. Keruak<sup>(1)</sup>

副州首相 Datuk Aliuddin b. Datuk Harun<sup>(2)</sup>  
蔵相 Dato Hj. Dzulkifli b. Datuk Abd. Hamid<sup>(3)</sup>

地方政府・社会福祉相

Datuk Habib Hj. Abd. Rahman<sup>(3)</sup>

農漁業相 Datuk Hj. Sakaram b. Dandai<sup>(3)</sup>

文化・青年・体育相 Datuk Hj. Idrus b. Matakin<sup>(3)</sup>

通信・建設相 彭徳聰 Datuk Pang Tet Tshung

工業開発相 Datuk Herman Luping  
調整相 Datuk Payar Juman

- (注)(1) 8月12日副州首相に就任。11月1日, Tun Datuk Mustapha 辞任(10月31日)に伴って州首相に昇格。  
(2) 11月1日就任。Mustapha 前州首相の実弟。  
(3) 8月12日就任。

## 6. 政党役員

統一マレー国民組織 (United Malay National Organization. Umno)

委員長	Tun Abdul Razak*
首席副委員長	Dato' Hussein Onn
副委員長	Abdul Ghafar b. Baba Tengku Razaleigh Hamzah Dr. Mahathir Mohd. Dato Harun b. Idris (党青年部長) Aisha Ghani (党婦人部長)

6月21日の党大会で選出。

\* 76年1月14日死去。

マレーシア華人公会 (Malaysian Chinese Association. MCA)

委員長	李三春 Dato' Lee San Choon
首席副委員長	李孝友 Tan Sri Lee Siok Yew
副委員長	曾永森 Michael Chen 陳清水 Tan Cheng Swee 王成就 Wong Seng Chow 饒見陸 Dato' Ngau Ken Lock 陳声新 Chang Siang Sun (青年部長) 周宝琼 Rosemary Chong (婦人部長)
書記長	梁維泮 Dr. Neo Yee Pan
副書記長	羅福元 Loh Fook Yen

8月9日の党大会で選出。正副書記長は委員長により8月23日任命。

マレーシア・インド人会議 (Malaysian Indian Congress. MIC)

委員長	Tan Sri V. Manickavasagam
首席副委員長	Datuk Athi Nahappan
副委員長	Samy Vellu, Dr. V. Ganesan, Tan Sri S. O. K. Ubaidullah
書記長	S. Subramaniam

7月5日の党大会で選出。

回教党 (Parti Islam. PAS)

委員長	Datuk Hj. Mohd. Asri
首席副委員長	Hj. Hassan Adly
副委員長	Hj. Ali Taib,

Hj. Abu Bakar b. Umar  
書記長 Hj. Hassan Shukri\*

7月30日の党大会で選出。

\* は8月18日任命。

人民進歩党 (People's Progressive Party. PPP)

委員長	孔国日 Khong Kok Yat
副委員長	I. S. Raja, 陳志祥 Chin Kee Seong 葉文恩 Yap Boon En, S. R. Chandram
書記長	陳源安 Chan Yoon Onn

8月24日の党大会で選出。

社会正義党 (Parti Keadiran Masyarakat. Pekemas)

委員長	陳志勤 Tan Chee Khoon
首席副委員長	Boestamam
副委員長	陳模根 Tan Phock Kin, Veerappen, 鄭健福 Tay Kian Hock
書記長	Januddin
副書記長	Samila

7月13日の党大会で選出。

サバ連盟党 (Sabah Alliance Party)

委員長	Tun Datuk Hj. Mustapha b. Datuk Harun
書記長	Datuk Hj. Abdul Nomen
副書記長	Datuk Hj. Dzulkifli b. Hj Abdul Hamid <sup>(1)</sup>

(1) 7月26日任命。

統一サバ国民組織 (United Sabah National Organization. USNO)

委員長	Tun Datuk Hj. Mustapha
副委員長	Tan Sri Hj. Mohd. Said Keruak, Datuk Hj. Mohd. Hashim, Datuk Pengiran Hj. Mohd. Galpan, Datuk Hj. Habib b. Abdul Rahman, Datuk Hj. Abu Bakar Titingan
書記長	Datuk Hj. Aliuddin
副書記長	Hj. Fadzil Wong

サバ大衆団結党 (Bersatu Rakyat Jelata Party. Berjaya)

委員長	Tun Mohd. Fuad Stephens <sup>(1)</sup>
副委員長	Datuk Harris b. Salleh <sup>(2)</sup> 葉宝滋 Datuk Yeh Pao Tzu Hj. Ampong Puyon
書記長	Datak Hj. Ghani Gilong.

Hj. Mohd. Mansor

副書記長 Joseph Kittingan

7月15日結党。

(1) 7月28日州首長辞任、入党と同時に委員長に。

(2) 結党時は委員長。7月28日副委員長に。

サバ華人公会 (Sabah Chinese Association. SCA)  
 委員長 彭徳聰 Dt. Pang Tet Tshung  
 首席副委員長 林培和 Dt. Peter Lim Pui Ho  
 書記長 張福天 Dt. Chong Fook Thien  
 サラワク統一保守原住民党 (Parti Pesaka Bumiputra  
 Bersatu Sarawak. PBB)  
 委員長 Datuk Amar Hj. Abdul Taib Mahmud  
 首席副委員長 Datuk Alfred Jabu  
 副委員長 Kenneth Kanyan 等  
 書記長 Leonard Linggi  
 10月12日の特別会議で選出。  
 サラワク国民党 (Satawak National Party. SNAP)  
 委員長 Datuk Dunstang Endawie  
 首席副委員長 黄金明 Datuk James Wong  
 上級副委員長 Daniel Tajam  
 副委員長 Joseph Balang Saling,  
 Michael Ben,  
 羅福基 Lo Foot Kee,  
 Ambrose Gramong,  
 Edmund Langgu,  
 Awang Bongsu Abdullah  
 書記長 Leo Moggit  
 副書記長 Joseph Mamat  
 7月27日の党大会で選出。  
 他党役員は昨年に同じ。

## 7. マレーシア軍

### ○軍主要人事

国軍参謀総長 Tan Sri Ibrahim 大将  
 陸軍参謀長 Tan Sri Ungku Nazaruddin 大将<sup>(1)</sup>  
 海軍参謀長 Datuk K. Thanabalasingam 少将  
 空軍参謀長 Datuk Sulaiman Sujak 少将  
 第1管区<sup>(2)</sup>司令官 Datuk Mahmood Sulaiman 少将  
 第2管区<sup>(3)</sup>司令官 Zain Mahmood Hashim 准将  
 (注) (1)7月1日付け退役。後任は Datuk Hj. Mhd. Sany b. Abdul Ghafar 中将。 (2)半島部。 (3)サバ、サラワク。

### ○兵力、装備 (9月半ば英國戦略研究所発表)

陸軍: 5万1000人。8旅団 (内訳: 歩兵大隊29, 偵察連隊3, 砲兵連隊3, 特別任務部隊1, 通信連隊3, 工兵および管理部隊)  
 予備役約2万6000人。

海軍: 4800人。シーキャット艦対空ミサイル搭載対潜型のフリゲート艦1隻, 訓練用フリゲート艦1隻。  
 高速哨戒艇8隻 (SS11/12艦対艦ミサイル搭載4隻, エグゾセ艦対艦ミサイル搭載4隻)。哨戒艇

24隻。沿岸掃海艇6隻。予備役444人。

空軍: 5300人。CA27セイバー20機よりなる戦闘爆撃機中隊2。CL41Gテブアン20機よりなる対ゲリラ戦闘機中隊2\*。C7A16機, ヘラルド401型8機, ダブ5機, ヘロン2機, HS125型2機, F28-100型機よりなる輸送機中隊3と連絡機中隊1。S61A15機, アルエットIII25機, ベル47G6機よりなるヘリコプター中隊4。

各種補助兵力: 野戦警察隊17大隊1万5000人。地方防衛隊。国境偵察隊約6万人。

(注) \*5月31日にF5E6機, F5B1機よりなる飛行中隊を創設 (F5Eは年内にさらに8機増加したもよう)。

## 8. 中国共産党中央委のマラヤ共産党創立45周年記念への祝電

マラヤ共産党誕生45周年に当たり、中国共産党と中国人民はマラヤ共産党とマラヤ人民に熱烈な兄弟のような祝賀の意を表する。

マラヤ共産党はこの45年間、きびしくまた栄えある闘いの道を歩んできた。英植民地主義と日本帝国主義の反動支配の時期に、マラヤ共産党はマラヤ人民を指導し、武器をとって、長期にわたる不屈の戦いを進め、輝かしい成果を収めて、マラヤの民族独立と解放事業に大きな貢献をした。いま、マラヤ共産党は帝国主義と封建主義、官僚資本主義に反対する革命の旗印を高くかかげ、武装闘争の道を堅持し、マラヤ人民の解放闘争をたえず前進させている。

目下、国際情勢の特徴は天下大乱である。米ソ二つの超大国は多くの危機をかかえ、世界の霸権争奪に拍車をかけている。各国人民の革命の奔流は旧世界を激しくゆさぶっている。このすばらしい情勢はマラヤ人民の革命闘争にとって有利である。

われわれは、マラヤ共産党はマルクス・レーニン主義の原則を基礎に団結を強め、各民族と各階層の人民大衆を十分にたちあがらせ、結集できるすべての勢力を結集し、共同で敵にあたり、さまざまな困難に打ち勝って、新たにいっそう大きな勝利をかちとるものと信ずる。

中国マラヤ両党、両国人民はこれまで互いに支持し、鼓舞しあい、厚い革命的友誼を結んだ。われわれはマラヤ共産党とマラヤ人民がたえず勝利をおさめ成長しているのをみて喜んでいる。われわれは、マラヤ人民の革命武装闘争が必ず勝利することを確信している。

マルクス・レーニン主義万歳

中国共産党中央委員会

1975年4月29日

(中国通信5月2日)

# 主 要 統 計

第1表 国民総生産

第2表 國際収支

第3表 主要商品別輸出

第4表 項目別商品輸入

第5表 国別輸出入

第6表 西マレーシアの消費者物価指数

第7表 連邦政府歳出

第8表 連邦政府経常歳入

第9表 連邦政府の財政収支

第10表 通貨供給

第1表 国民総生産(名目価格)

(単位 100万リンギ)

国民総生産	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	同前年比 増加率	1975年 推定	同前年比 増加率	1976年 予測	同前年比 増加率
民間消費支出	7,151	7,173	7,560	9,178	11,417	24.4%	11,223	-1.7%	11,994	6.9%
公共消費支出	2,062	2,481	2,997	3,358	4,005	19.3	4,778	19.3	5,175	8.3
消費支出	9,213	9,654	10,557	12,536	15,422	23.0	16,001	3.8	17,169	7.3
民間資本形成	1,181	1,314	1,248	1,600	2,480	55.0	2,520	1.6	2,787	10.6
公共資本形成	693	852	1,308	1,552	2,157	39.0	2,518	16.7	2,775	10.2
在庫変動	181	138	150	139	340		290		168	
総資本形成	2,055	2,304	2,706	3,291	4,977	51.2	5,328	7.1	5,730	7.5
国内総支出	11,268	11,958	13,263	15,827	20,399	28.9	21,329	4.6	22,899	7.4
財・サービス輸出	5,602	5,473	5,291	7,994	11,143	39.4	9,900	-11.2	11,205	13.2
財・サービス輸入	5,397	5,665	5,832	7,597	11,846	55.9	11,069	-6.6	12,280	10.9
国民総生産 <sup>1)</sup>	11,473	11,766	12,722	16,224	19,696	21.4	20,160	2.4	21,824	9.3
国内総生産 <sup>2)</sup>	10,238	10,455	11,191	14,349	17,047	18.8	17,870	4.8		
農・林・漁業	3,383	3,350	3,349	5,040	5,900	17.1	5,597	-5.1		
鉱業・採石	580	546	566	561	900	60.4	798	-11.3		
製造業	1,354	1,322	1,450	2,006	2,500	24.6	2,875	15.0		
建設業	384	414	486	657	745	13.4	836	12.2		
電気・水道業	254	266	303	352	410	16.5	474	15.6		
その他サービス業	4,283	4,557	5,037	5,733	6,592	15.0	7,290	10.6		
国民総貯蓄	2,080	1,975	2,008	3,537	3,760					
1人当たり国民総生産(リンギ)	1,055	1,052	1,106	1,374	1,617					
年間成長率										
国民総生産(実質)		6.2	6.0	12.1	8.8		1.1		6.2	
人口	2.6	2.8	2.8	2.7	2.7					
消費性向	80.3	82.0	83.0	77.3	80.1					
投壳性向	17.9	19.6	21.3	20.3	23.5					
貯蓄性向	18.1	16.8	15.8	21.8	19.2					

(注) 1) 市場価格。2) 要素費用。

(出所) 国民総貯蓄人口はマレーシア中央銀行 *Quarterly Economic Bulletin*, 1975年9月号。その他は *Economic Report 1975-76*, および予算演説。

第2表 国際収支

(単位 100万 リンギ)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年 <sup>5)</sup>
経常収支(純)	+ 25	- 329	- 698	+ 246	- 842	- 1,284
貿易収支(純)	+ 1,078	+ 705	+ 380	+ 1,559	+ 675	- 107
輸出	5,020	4,884	4,736	7,263	10,090	
輸入	3,942	4,179	4,356	5,664	9,415	
非貨幣用金(純)	- 11	- 19	- 15	- 5	- 2	
サービス収支(純)	- 862	- 878	- 906	- 1,197	- 1,375	- 1,062
海運・保険	- 304	- 322	- 309	- 420	- 680	
その他運輸	- 21	- 34	- 35	+ 49	+ 60	
観光	- 105	- 106	- 101	- 94	- 90	
投資収益	- 355	- 363	- 378	- 659	- 600	
政府取引	+ 68	+ 52	+ 25	+ 29	+ 25	
他サービス	- 145	- 105	- 108	- 102	- 90	
移転収支(純)	- 180	- 134	- 157	- 151	- 140	- 115
民間	- 199	- 188	- 176	- 185	- 175	
政府	+ 19	+ 51	+ 19	+ 34	+ 35	
長期資本収支(純)	+ 325	+ 714	+ 1,169	+ 602	+ 957	+ 1,553
公的長期資本	+ 35	+ 409	+ 692	+ 120	+ 128	
政府	- 4	+ 375	+ 346	+ 73	+ 126	
法定機関	+ 6	- 7	+ 14	+ 1	...	
その他の <sup>1)</sup>	+ 33	+ 41	+ 332	+ 46	+ 2	
法人投資	+ 287	+ 306	+ 320	+ 420	+ 900	
商業信用 <sup>2)</sup>	+ 3	- 1	+ 157	+ 62	- 71	
基礎収支(純)	+ 350	+ 385	+ 471	+ 848	+ 115	+ 269
民間金融機関短資(純)	- 282	- 182	- 82	- 272	+ 337	- 100
商業銀行 <sup>3)</sup>	- 16	+ 68	- 15	+ 259	+ 65	
その他の <sup>4)</sup>	+ 6	+ 5	+ 9	- 5	+ 33	
誤差脱漏	- 272	- 255	- 76	- 526	+ 239	- 269
その他の短資						
総合収支(純)	+ 68	+ 203	+ 389	+ 576	+ 452	- 100
SDR割当て	+ 64	+ 61	+ 60	-	-	-
中央銀行外貨準備(純)	+ 132	+ 264	+ 449	+ 576	+ 452	- 100
SDR	+ 72	+ 61	+ 60	- 8	- 10	
IMFトランシュ	+ 47	- 35	-	+ 22	- 1	
金・外貨	+ 13	+ 238	+ 389	+ 562	+ 463	
公的金・外貨準備(純)	2,507.1	2,760.6	2,897.1	3,443.5	3,892.3	3,885.0

(注) 1) 政府、法定機関の在外資産の変化、国際商品協定への出資。2) 国営海運、航空会社への長期信用の取入れ、返済。

3) 純海外資産の変化。4) 同じく金融会社、マーチャントバンク。5) 推定。

(出所) 70~74年は中央銀行、同書同号、75年は Economic Report 1975-76.

第3表 主要商品別輸出

年 次	ゴム			錫			原木		
	万トン	100万 リングギ	キロ当り セ	万トン	100万 リングギ	トン当り リングギ	千立方米	100万 リングギ	立方メートル 当りリングギ
1971	139.04	1,460.4	105.0	8.71	905.8	10,399.5	8,750.6	640.5	73.2
72	136.49	1,298.2	95.1	8.96	924.0	10,312.5	9,110.1	592.2	65.0
73	163.86	2,507.2	153.0	8.15	897.0	11,006.1	10,119.8	986.8	97.6
74	157.02	2,886.7	183.8	8.57	1,514.9	17,676.8	9,554.0	1,032.4	108.1
75 <sup>1)</sup>	134.8	1,810	135	6.8	1,064	15,647	7,117	628	88.2

年 次	製材			パーム・オイル			石油		
	千立方米	100万 リングギ	立方メートル当 りリングギ	万トン	100万 リングギ	トン当り リングギ	万トン	100万 リングギ	トン当り リングギ
1971	1,305.9	191.7	146.9	57.34	380.4	663.4	793.23	389.9	49.2
72	1,704.5	275.8	163.9	69.70	362.6	520.2	425.53	222.9	52.4
73	2,155.8	560.6	206.1	79.78	466.5	584.7	382.69	269.2	70.3
74	1,743.6	437.2	250.6	90.12	1,086.0	1,205.1	314.89	673.9	214.0
75 <sup>1)</sup>	1,565	365	233	120.5	1,399	1,161	348.5	734	211

(注) 1) 推定。

(出所) Economic Report 同号。

第4表 項目別商品輸入

(単位 100万リングギ)

年 次	食料、飲料 タバコ	非食用原 材料(除 鉱物燃料)	鉱物性燃料	動植物 油	化学工業 品	原 料 別 品	機械類・ 輸送用機 器類	雑 製 品	合 計
1971	827.0	266.9	576.1	23.1	340.9	782.7	1,349.7	198.8	4,422.1
72 <sup>1)</sup>	890.5	310.3	368.3	22.3	377.2	847.7	1,470.8	199.9	4,543.2
73 <sup>1)</sup>	1,176.2	372.7	392.8	26.9	526.2	1,250.1	1,786.6	333.0	5,933.8
74	1,678.4	538.8	1,004.3	44.1	879.1	1,871.1	3,173.9	557.9	9,843.9
75 <sup>2)</sup>	1,630	560	1,150	42	790	1,580	2,790	600	9,300

(注) 1) 國際海運公社 (MISC) の船舶購入費 (72年 R 111 m, R 112 m) を除く。2) 推定。

(出所) Economic Report 同号。

第5表 国別輸出入

(単位 100万リングギ)

	輸 出					輸 入			
	1972年	1973	1974 (推計)	1975 (推定)		1972年	1973	1974 (推計)	1975 (推定)
シンガポール	1,130.4	1,707.1	2,204.5	1,770	日本	1,053.7	1,448.8	2,263.9	1,760
日本	832.9	1,336.1	1,718.6	1,230	米国	415.6	515.7	984.7	986
米国	666.5	799.3	1,431.7	1,340	英國	585.6	620.5	948.1	990
英國	341.2	583.9	672.6	590	シンガポール	359.8	466.8	824.8	780
オランダ	249.5	274.0	558.2	—	オーストラリア	341.6	423.6	717.8	—
ソ連	102.5	253.6	421.2	—	西獨	206.2	331.2	626.4	—
西独	152.8	279.7	396.2	—	中國	197.1	368.1	486.5	453
イタリア	144.3	202.5	233.7	—	タイ	193.4	266.1	351.5	—
オーストラリア	89.1	151.1	219.9	150	インドネシア	154.1	149.3	228.8	—
中國	76.6	201.0	211.0	—	フランス	65.2	101.8	181.7	—
その他共計	4,854.2	7,373.4	10,190.0	8,900	その他共計	4,695.3	6,069.9	10,032.4	9,300

(注) 國の順序は74年の額による。

(出所) 72年は中央銀行 Quarterly Economic Bulletin 3/6月号, 73, 74年は同書 9月号, 75年は Economic Report 同号。

第6表 マレーシア半島部(西マレーシア)の消費者物価指数

(1967年=100)

期間 <sup>1)</sup>	総合	食料	飲料・タバコ	衣料	家賃・燃料	家庭用品	運輸通信
	1000	468	89	48	94	66	104
1972年	106.2	103.8	107.3	105.8	102.9	113.9	106.4
1973年	117.4	120.3	108.5	129.0	104.4	128.6	109.5
1974年	137.8	151.8	110.6	144.2	111.6	150.5	119.7
1975年 <sup>2)</sup>	145	159	—	—	—	—	—
同第1四半期	144.7	160	119	144	117	158	124.7
第2四半期	143.1	155.7	122	143.3	118	157.3	127.3
第3四半期	143.9	156.8	122	143	120	157.7	128

(注) 1) 各月平均指數。2) 推定。(出所) 71~74年は中央銀行同書9月号。他は Economic Report 1975-76。

第7表 連邦政府歳出

(単位 100万リンギ)

		1971年	1972年	1973年	1974年	1975年 <sup>1)</sup>	1976年 <sup>2)</sup>		
経常支出	治社農業・農業・一般支移(州交付金)年	安会業・農業・支払債務年	部門開発 <sup>3)</sup>	592 778 61 135 262 195 (153)	774 1,080 74 149 273 269 (169)	904 1,109 56 150 410 181 (170)	1,103 1,413 161 261 434 273 (258)	1,263 1,638 196 345 441 284 (209)	1,300 1,711 179 254 449 271 (259)
		合計		2,398	3,068	3,341	4,315	4,950	5,290
開発支出	治社農業・農業・一般支移(州交付金)年	安会業・農業・支払債務年	部門開発 <sup>3)</sup>	217 146 235 31 437 19	211 171 307 42 487 24	110 200 334 49 403 32	242 278 436 55 822 43	231 326 448 79 762 54	197 409 469 163 575 69
		合計		1,085	1,242	1,128	1,876	1,900	1,983

(注) 1) 推定。2) 予算。3) 鉛業を含む。4) 利子のみ。(出所) Economic Report 75-76。

第8表 連邦政府経常歳入

(単位 100万リンギ)

		1971年	1972年	1973年	1974年	1975年(推定)	1976年(予算)
直 接 税		713	801	887	1,390	1,770	1,815
所 得 税 <sup>1)</sup>		689	741	830	1,299	1,650	1,740
そ の 他		24	60	57	91	120	75
間 接 税		1,368	1,593	2,156	2,957	2,498	2,730
輸 出 税		231	232	437	943	609	665
輸入税・内国消費税・課徴金		889	955	1,150	1,335	1,255	1,366
免 許 料		176	194	224	257	235	255
販 売 税		—	101	195	297	270	300
非 税 収 入 <sup>2)</sup>		336	526	357	441 <sup>4)</sup>	547	555
合 計 <sup>3)</sup>		2,418	2,920	3,398	4,790	4,815	5,100

(注) 1) 約80%が法人部門より発生。2) 政府の商業的取引き投資利子、手数料などを含む。3) 減債基金収入を含む。

4) 74年以後、連邦区よりの歳入を含む。

(出所) Economic Report 75-76.

第9表 連邦政府の財政収支

(単位 100万リンギ)

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年		1976年	
					当初予算	実績推定	税改訂前	税改訂後
経常収入	2,418	2,920	3,399	4,790	4,870	4,815	5,100	5,208
経常支出	2,398	3,068	3,342	4,315	4,595	5,000	5,340	5,340
経常収支	+ 20	- 148	+ 57	+ 475	+ 337*	- 135*	- 190*	- 82*
直接開発支出	754	801	759	1,156	1,165	1,073	1,393	1,393
純政府貸付	316	422	347	720	600	802	590	590
赤字総額	-1,050	-1,371	-1,049	-1,401	-1,428	-2,010	-2,173	-2,065
資金調達源								
粗国内借入れ	816	1,096	1,120	1,062				
国内返済	88	260	243	231				
政府基金より借入れ(—)	51	—	1	5				
純国内借入れ	677	836	876	826	1,200	1,300	1,350	1,350
粗国外借入れ	391	349	171	253				
対外返済(—)	47	43	102	127				
純国外借入	344	306	69	126	210	860	785	785
特別受取り	40	66	28	20	17	32	40	40
資産取崩し	- 11	163	76	321	1	- 182	- 2	- 110

\* 収入・支出両面での調整後の額。

(出所) 71~74年は中央銀行同査9月号, 75, 76年は予算演説。

第10表 通貨供給

(単位 100万リンギ)

期末	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年		1975年	
					9月	12月	9月	12月(推定)
通貨供給	2,032.5	2,120.4	2,715.5	3,735.2	3,793.3	4,055.3	4,054.9	4,460.0
流通通貨量 <sup>1)</sup>	1,000.2	1,060.7	1,269.4	1,718.1	1,920.9	2,029.7	2,070.8	2,272.4
民間部門要求	1,032.3	1,059.7	1,446.1	2,017.1	1,872.4	2,025.6	1,984.1	2,187.6
政府部門 <sup>3)</sup>								
信用操作	956.9	1,173.7	1,356.5	1,652.4	1,778.4	1,999.0	2,519.9	—
中央銀行	123.9	128.4	171.2	277.3	339.2	253.2	679.9	—
商業銀行 <sup>4)</sup>	833.0	1,045.3	1,185.3	1,375.1	1,439.2	1,745.8	1,840.0	—
銀行預金	927.2	1,024.2	919.9	1,086.8	1,170.8	1,040.5	1,388.2	—
貸出超過	29.7	149.5	436.6	565.6	607.6	958.5	1,131.7	—
民間部門								
信用操作	2,245.2	2,571.5	3,014.6	4,586.0	5,229.7	5,277.7	5,872.9	—
定期・貯蓄預金	2,098.2	2,553.5	3,055.7	3,837.5	4,499.9	4,674.1	5,296.0	—
貸出超過	147.0	18.0	- 41.1	748.5	729.8	603.6	576.9	—
純金外貨準備	2,036.0	2,170.6	2,574.4	2,892.0	3,191.9	3,291.8	3,111.5	—
中央銀行 <sup>5)</sup>	1,953.8	2,156.6	2,545.3	3,121.5	3,506.6	3,586.4	—	—
商業銀行 <sup>6)</sup>	82.2	14.0	29.1	- 229.5	- 314.7	- 294.6	—	—
その他	180.2	217.7	254.4	470.9	736.0	798.6	765.2	—

(注) 1) 銀行、大蔵省外の流通通貨。2) 地方政府・政府機関を含む。3) 連邦・州政府。4) 大蔵省住宅局への貸付けを含む。

5) 通貨局保有の推定外貨量、IMFへのゴールドトランシュ、SDR を含む。6) 外国での割引き、購入手形、支払い受取手形を含む。

(出所) Economic Report 75-76、純金外貨準備の内訳は中央銀行前掲書。